

新潟県人権教育・啓発推進基本指針の取組実績（令和 4 年度）

令和 5 年 8 月
新潟県福祉保健部福祉保健総務課

1 概観

新潟県は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）に定める「人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施に関する地方公共団体の責務」に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識の向上のための教育及び啓発を始めとする各種施策（以下「人権施策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、平成 16 年 4 月、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定するとともに、同年 5 月、知事を議長とし、副知事を副議長、部局長等を委員とする「新潟県人権施策推進会議」を設置し、全庁体制で人権施策の取りまとめを行うほか、新たな人権課題にも適切に対応することとしています。

令和 3 年度は、基本指針に掲げる目標「県民一人一人がすべての人々に開かれた心で互いの人権を認め、尊重し合う」社会の実現に向け、人々が人権を正しく理解し、人権意識を高めるとともに、日常生活の思考や行動の基準として個性や多様性を認め、人権を尊重する姿勢が定着するように、各種の啓発活動や教育活動を行っています。

特に、①国、市町村等の関係機関との連携を重視して、県内各地における人権啓発活動のための推進体制の整備や関係機関協働の啓発活動に取り組んでいるほか、②マスメディアを活用した効果的な広報活動に努めています。

また、公務員、教職員、警察職員等の人権にかかわりの深い職業人には、人権に配慮した行政や教育を推進するため、人権問題の理解を深め、人権に配慮した姿勢を体得するように、関係機関等と連携し、教育・啓発に努めています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により感染者等への差別や誹謗中傷が発生したことを受け、令和 3 年 6 月に基本指針の改定（第 2 次改定）を行い、差別や誹謗中傷の解消をより一層推進しました。また、令和 3 年 9 月に被差別部落の地名公表に係る東京地裁の判決が出されるなど、インターネット上における差別行為が跡を絶たないため、モニタリングの実施や法務局に対する削除要請に取り組んでいます。

それ以外の各人権課題分野においても、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、様々な人権施策を実施しています。

2 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人が人権尊重の精神を育み、日常生活の態度や行動に表れるような人権感覚を涵養することが大切です。

基本指針の改定を受け、令和 3 年 3 月に「新潟県人権教育基本方針」を改定し、幼児期からの発達段階や地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、人権教育の推進に努めています。

また、企業・団体等の職場における人権教育・啓発の自主的な取組を促進するとともに、県民一人一人の人権意識の高揚を図るため、様々な啓発活動を行っています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

ア 授業等の改善

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体（各教科・道徳科・特別活動・総合的な学習の時間等）を通じ、人権尊重の精神を育み、一人一人を大切にする教育を推進しています。

幼稚園教育では、幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎を培い、幼児の望ましい発達・成長を促すために、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせる、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように指導しています。また、遊びなどの生活全体を通じ、基本的な生活習慣を育成するとともに、他人とかかわる力を身に付けられるように指導しています。

小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校では、学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人が基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性（善悪の判断力や規範意識、生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心）等の「生きる力」を育み、個性・能力・適性等に応じ、自分の長所を磨き、伸ばし、自信を持って行動することができる人材の育成を目指し、教育活動に取り組んでいます。

また、いじめ等の防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、「いじめ対応総合マニュアル」等の活用や、「いじめ見逃しゼロ県民運動」の取組を通じ、児童生徒の自己指導能力の育成を基本に、校内指導体制の確立や魅力ある学校づくりに取り組んでいます。

さらに、児童生徒が発達段階に応じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に関する正しい理解を深め、差別をしない、偏見をもたない、差別を許さない感性や態度を育むことができるよう、各学校の全体計画や年間指導計画に基づき、各教科・道徳科・特別活動・総合的な学習（探究）の時間の特質を踏まえつつ、様々な人権問題に関する副読本の有効活用、体験的な活動の導入等の指導方法の工夫により、学校教育活動全体を通じ、人権教育を推進しています。

特別支援学校（盲・聾）では、児童生徒一人一人の教育ニーズを踏まえ、適切な教育課程を編成し、「生きる力」を育むとともに、地域の学校や人々、家庭、医療・福祉・労働分野等の関係機関と連携し、障害のある者となない者が共に活動する機会の拡大や就学・就労の支援体制の整備により、児童生徒一人一人がその可能性を最大限に伸ばし、自立につながる力や社会参加する力を身に付けるため、教育活動に取り組んでいます。

イ 研修の充実

教職員一人一人が人権尊重の理念についての理解を深め、人権教育に関する指導内容・方法等の工夫を図ることができるような指導力を向上させるため、公立小・中・義務教育学校、特別支援学校の教員には、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、人権教育、同和教育主任、校長及び教頭、臨時教員の研修及び教育課程説明会等で人権教育、同和教育に関する内容を取り入れた研修を行い、県立高等学校の教員には、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、人権教育、同和教育担当者、校長及び教頭の研修において人権教育、同和教育に関する内容を取り入れた研修等を行うほか、各学校における校内研修及び差別の現実と向き合うための現地研修の充実にも取り組んでいます。

令和元年度に実施した人権教育、同和教育に係る教職員意識調査において、いじめや児童虐待を含む子どもに対する人権侵害や、インターネット・SNSによる人権侵害等の人権問題に課題意識をもつ教職員が増えていることを受け、ネット差別の事例を教職員研修に取り入れています。

ウ 環境づくり

人権教育を効果的に推進するため、学校間の連携を図り、先駆的な取組事例や授業資料等を教育ネットワークシステムに掲載することにより、人権問題に関する適切な指導資料や学習教材の共有化を図っています。

また、人権が尊重され、子ども一人一人が大切にされる学級づくり、学校づくりの推進を目指し、児童生徒にとって基本的な生活の場である学級で、人間関係がよりよく形成されるよう、教員の学級経営に関する指導力向上を目的とした講座を開設しています。

【評価と課題】

人権教育の成果が知的理解にとどまることなく、日常生活の態度や行動に表れるよう、児童生徒の自主性やより良い人間関係の育成を尊重した特別活動、体験的な活動等の指導方法の工夫に努めてきました。また、児童生徒の興味や関心を喚起する身近な事例を題材にした学習教材の選定及び情報提供に取り組んできました。

教職員意識調査において、前回調査（平成 18 年度）の同設問の回答と比較して、教職員の人権教育、同和教育に対する問題意識は確実に向上しています。

一方、人権教育、同和教育に取り組むための時間的なゆとりがない、あるいは指導の自信がなく不安だとする教職員が多いことや、いわゆる「罪人起源説」や「寝た子を起こすな」論、身元調査を容認する教職員が存在することも分かりました。今後、このような課題に正対し、人権教育、同和教育の授業改善や教職員の研修の充実を図っていきます。

人権教育の成果は継続的な取組によって得られるものであるため、今後も、教職員の理解や認識を深め、実践への意欲や指導力の向上を図ることをとおして、人権教育、同和教育の一層の推進に努めていきます。

| | 事業 | 分野 | 実施機関 | 対象者 |
|--------------------|---------------------|-----------------------|-------------------|------------------------------|
| 研修 の 充 実 | 小・中学校初任者研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校新採用教員 |
| | 小・中学校教職6年次研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校教職5年経験教員 |
| | 小・中学校中堅教諭等資質向上研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校教職12年経験教員 |
| | 小・中・特別支援学校教頭研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校・特別支援学校新任教頭 |
| | 小・中・特別支援学校校長研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校・特別支援学校新任校長 |
| | 小・中・特別支援学校学校事務職員研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中・特別支援学校5年経験学校事務職員 |
| | 臨時職員研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校等臨時職員 |
| | 高等学校初任者研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校新採用教員 |
| | 高等学校教職6年次研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校教職5年経験教員 |
| | 高等学校中堅教諭等資質向上研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校教職12年経験教員 |
| | 高等学校教頭研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校新任教頭 |
| | 高等学校校長研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・中等教育学校新任校長 |
| | 特別支援学校初任者研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校新採用教員 |
| | 特別支援学校教職6年次研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校教職5年経験教員 |
| | 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校教職12年経験教員 |
| | 人権教育、同和教育連絡協議会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校加配教員、配置校校長 |
| | 人権教育、同和教育指導者研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校加配教員 |
| | 人権教育、同和教育現地研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校加配教員・高等学校教員 |
| | 同和教育県内研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 当県教育庁の職員 |
| | 人権教育、同和教育主任等研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校人権教育、同和教育主任教員 |
| | 高等学校人権教育、同和教育研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県内の高等学校・公立中等教育学校教員 |
| | 高等学校人権教育、同和教育指導者研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校教頭 |
| | 高等学校人権教育、同和教育担当者会議 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員 |
| 高等学校人権教育、同和教育現地研修会 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校教員 | |
| 人権教育、同和教育推進事業 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校及び中等教育学校 | |
| 人権教育研究指定校事業 | 人権教育、同和教育 | 新潟県教育委員会 (文部科学省委託) | 県内の小・中・高等学校 | |

| 事業 | 分野 | 実施機関 | 対象者 | |
|-------|------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 環境づくり | 生きるⅠ・Ⅱ・Ⅲ | 人権・同和問題 | 新潟県同和教育研究協議会 | 県内の小学生 |
| | 生きるⅣ | 人権・同和問題 | 新潟県同和教育研究協議会 | 県内の中学生 |
| | 生きるⅤ | 人権・同和問題 | 新潟県同和教育研究協議会 | 県内の高校生 |
| | 自分らしく生きるために | 男女平等 | 新潟県・新潟県教育委員会 | 県内の中学生 |
| | 新しい波 | 男女平等 | 新潟県・新潟県教育委員会 | 県内の高校生 |
| | 未来へ語りついで | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小学生 |
| | 新潟水俣病のあらまし | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の中学生 |
| | 新潟水俣病が教えてくれたもの | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小学生 |
| | 新潟水俣病が教えてくれたもの（中学校編） | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の中学生 |
| | 新潟水俣病教師用指導資料集 | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小・中学校の教員 |
| | 新潟水俣病教師用指導資料第2集 | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小・中学校の教員 |
| | はじめての新潟水俣病 | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小・中学生、教員 |
| | 新潟水俣病 20 の疑問 | 新潟水俣病 | 新潟県 | 県内の小・中学生、教員 |
| | 曾我ひとみさんによるメッセージ動画及び拉致問題学習指導例 | 北朝鮮による拉致被害者 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学生、高校生 |

注 この表に掲げる指導教材のほか、教員用指導手引き等として、新潟県人権教育基本方針実践のための「教職員研修の手引き」、リーフレット「新潟県人権教育基本方針＜解説編＞」、男女平等教育の手引き、新潟県 SNS 教育プログラム、児童虐待防止のパンフレットなどがある。

(2) 社会教育における人権教育の推進

ア 学習機会の充実

社会教育においては、県民一人一人が生涯の各時期に応じ、人権に関する学習を行うことにより、人権尊重の精神を育み、人権感覚を身に付けることが大切であるため、市町村・関係団体等と連携し、公民館等の社会教育施設を中心に各種学級・講座の開設、交流活動等の多様な学習機会の提供に努めています。

また、子どもが豊かな心や人権を守る態度を身に付けるには、保護者や周囲の大人が日常生活を通じ、偏見を持たず、差別をしない、許さない姿勢を身をもって示すことが重要であるため、人格形成の基礎を育む家庭教育において家庭がその役割を果たすことができるように、家庭教育支援ガイドブックの活用等による各種家庭教育情報の提供、家庭教育支援チーム養成等のサポート体制の整備など、個々の家庭を支援するとともに、地域社会が一体となって子どもを育てる意識の醸成や取組体制の確立に努めています。

イ 学習プログラム・資料の開発・提供と指導者の養成

地域社会における指導者の養成及び市町村行政担当者の資質向上を図るため、人権教育指導者研修や人権教育行政担当者研究協議会を開催するほか、参加意欲を喚起するような学習プログラムや学習教材の提供、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を通じた情報の提供により、学習内容の充実に努めています。

| 事業 | | 分野 | 実施機関 | 対象者 |
|----------------------------------|---------------------------------|------|----------|--|
| 学習 機 会 の 充 実 等 | 家庭教育支援者養成研修会・家庭教育支援者実践研修会 | 子ども | 新潟県教育委員会 | 市町村生涯学習・社会教育関係職員、地域家庭教育・子育て支援団体、支援希望者等 |
| | 市町村家庭教育担当職員研修会 | 子ども | 新潟県教育委員会 | 県内の市町村家庭教育担当者 |
| | 人権教育指導者研修会 | 人権問題 | 新潟県教育委員会 | 行政職員・社会教育関係者・企業の人権教育担当者等 |
| | 人権教育行政担当者研究協議会 | 人権問題 | 新潟県教育委員会 | 市町村生涯学習・社会教育主管課人権教育担当者等 |
| | 社会同和教育学習資料「わたしとあなたのために今」による周知啓発 | 同和問題 | 新潟県教育委員会 | 県民 |

【評価と課題】

人権教育の成果が知識としての理解だけでなく、日常生活の態度や行動に表れるように、身近な事例を題材にしたり、体験や交流の機会を設けたりするなど、学習プログラムの工夫が課題です。

(3) 企業・団体等及び県民に対する人権啓発の推進

広く県民、企業・団体等には、人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高めるため、県内各地を巡回する「人権啓発キャラバン」や講演会・映画上映会の開催、啓発ポスター・横断幕の掲示や啓発パンフレットの配布、啓発DVD・ビデオの上映・貸出し、新聞・テレビ広報等を通じ、啓発活動を行っています。

また、企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、講師派遣や情報提供等の支援を行っています。

ア 行事開催

| 事業 | 実施場所 | 実施機関 | 対象者 |
|--------------|---|------------------------|--------------------------------------|
| 人権啓発キャラバン | 新潟市・三条市・長岡市・柏崎市・上越市・糸魚川市・十日町市・南魚沼市・新発田市・村上市・佐渡市 | 新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県内の市町村の小学生（訪問先） |
| 人権作文コンテスト | 全国 | 法務省 | 全国の中学生 |
| 人権の花運動 | 県内小学校等 87 校 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県内の市町村の小学生等 |
| 人権啓発の講演会、研修会 | 新潟市 一部オンライン実施 | 新潟県 | 県民（分野：外国人、同和問題） 県内農林漁業団体（分野：人権全般） |
| | 新潟市 一部オンライン実施 | 新潟県、新潟労働局 | 県内の企業関係者 |
| 人権映画上映会 | 新潟市 | 新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県民（分野：同和問題） |

| 事業 | | 実施場所 | 実施機関 | 対象者 |
|---------------------------|----------------|----------------|--------------|----------------|
| 人権啓発活動市町村委託 (講演会、研修会等) | | 村上市 | 村上市 | 県民(分野:女性) |
| | | 五泉市 | 五泉市 | |
| | | 柏崎市 | 柏崎市 | 県民(分野:子ども) |
| | | 妙高市 | 妙高市 | |
| | | 阿賀野市 | 阿賀野市 | |
| | | 糸魚川市 | 糸魚川市 | |
| | | 三条市 | 三条市 | 県民(分野:障害者) |
| | | 胎内市 | 胎内市 | |
| | | 新発田市 | 新発田市 | 県民(分野:同和問題) |
| | | 燕市 | 燕市 | |
| | | 妙高市 | 妙高市 | |
| | | 上越市 | 上越市 | |
| | | 佐渡市 | 佐渡市 | |
| | | 胎内市 | 胎内市 | |
| | | 長岡市 | 長岡市 | 県民(分野:感染症) |
| | | 柏崎市 | 柏崎市 | 県民(分野:拉致問題) |
| | | 佐渡市 | 佐渡市 | 県民(分野:性的少数者) |
| | | 三条市 | 三条市 | |
| | | 新発田市 | 新発田市 | |
| | | 見附市 | 見附市 | |
| 五泉市 | 五泉市 | | | |
| 十日町市 | 十日町市 | | | |
| 糸魚川市 | 糸魚川市 | | | |
| 胎内市 | 胎内市 | 県民(分野:インターネット) | | |
| 燕市 | 燕市 | 県民(分野:人権全般) | | |
| 弥彦村 | 弥彦村 | | | |
| 研修講師の 派遣 | 人権擁護委員講習会 | 新潟市 | 新潟地方法務局 | 県内の人権擁護委員 |
| | 太陽生命職員研修 | 新潟市 | 太陽生命新潟支社 | 太陽生命新潟支社の職員 |
| | 人権啓発研修会 | 新潟市 | 新潟県農業協同組合中央会 | 農林漁業団体の役員・管理者等 |
| | 新潟県土地改良事業団体連合会 | | | |

イ 広報活動

| 事業 | 実施場所 | 実施機関 | 対象者 |
|-----------------------------|------|------|-----------------|
| 人権啓発のテレビ広報(スポット広告) | 全県 | 新潟県 | 県民(県内民間放送1社受信者) |
| 人権啓発の新聞広告 | 全県 | 新潟県 | 県民(地方紙1社購読者) |
| 人権啓発のインターネット広告(動画 バナー広告) | 全県 | 新潟県 | 県民 |
| 人権啓発の横断幕・懸垂幕広告 | 新潟市 | 新潟県 | 県民 |
| 人権週間広報 | 全県 | 新潟県 | 県民 |
| 人権啓発の街頭啓発活動 (啓発物品配布等) | 糸魚川市 | 糸魚川市 | 糸魚川市民 |
| | 佐渡市 | 佐渡市 | 佐渡市民 |
| | 十日町市 | 十日町市 | 十日町市民 |
| | 弥彦村 | 弥彦村 | 弥彦村民 |

ウ 資料作成・配布

| 啓発冊子等 | 分野 | 作成者 | 対象者 |
|---|----------|--------------------|------------|
| 人権って、何だろう？ | 人権問題 | 新潟県 | 県民 |
| みんな笑顔に | 人権問題 | 新潟県 | 県民、児童 |
| 人権教育・啓発DVD・ビデオの貸出 | 人権問題 | 新潟県 | 県民、県内企業等 |
| そうなんだ！人権 | 人権問題 | (財)人権教育啓発推進センター | 県民 |
| 「ハッピー・パートナー企業」になりませんか！ | 女性 | 新潟県 | 県内企業等 |
| DV～ひとりで悩んでいませんか？ | 女性 | 新潟県 | 県民 |
| デートDV 知っていますか？ | 子ども・人権問題 | 新潟県 | 中学生・高校生、県民 |
| 同和問題知っていますか？(Q&Aで学ぶ同和問題) | 同和問題 | 新潟県 | 県民、県内企業等 |
| えせ同和行為にご用心！ | 同和問題 | 新潟県 | 県民、県内企業等 |
| 公正な採用選考のために | 同和問題 | 新潟労働局 | 県内企業等 |
| 差別につながる身元調査をなくしましょう | 同和問題 | (財)人権教育啓発推進センター | 県民 |
| 知っていますか？ハンセン病 | 感染症患者等 | 新潟県 | 県民 |
| 人権意識度チェック | 感染症患者等 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県民 |
| ココロは、感染していませんか | 感染症患者等 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県民 |
| 誰もが安心して暮らせるために | 新潟水俣病被害者 | 新潟県 | 県民 |
| 新潟水俣病 20 の疑問 | 新潟水俣病被害者 | 新潟県 | 小・中学生、県民 |
| 北朝鮮による拉致問題の解決には、「県民一人ひとりの声」が何よりも強い力となります。 | 拉致被害者 | 新潟県 | 県民 |
| 2022年版 人権ア・ラ・カルト —みんなで作る人権— | 人権問題 | (財)人権教育啓発推進センター | 県内農林漁業団体 |

【評価と課題】

人権講演会の開催やDVD・ビデオの貸出し等、広報や啓発の活動が着実に行われています。

一方、平成30年度の県民アンケート調査において、基本的な人権が守られていると思う方が前回と比べ減少し、本籍等の身元調査を容認する方は前回より大きく減ったものの、なお約半数の方が容認していること、また同和問題の認知度が減少するなど個別分野ではさらに啓発を強化する必要があります。平成28年の部落差別解消推進法の施行を受け、特に同和問題と身元調査についての講演会の開催や新聞広告の掲載など様々な広報手段を活用し、啓発の推進に取り組んでいます。

また県が実施する人権啓発事業について、最も認知度の高かった人権週間に関する広報活動においても認知度が約4割であり、引き続き認知度を上げるための工夫が課題です。

(4) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

インターネットによる人権侵害への対応に関しては、国においては、他人の人権を侵害する悪質な情報については、発信者が特定される場合はその者に侵害状況の排除、発信者が特定されない場合はプロバイダによる悪質な情報の停止・削除の自主規制を促すこととし、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律137号）の適正な運用に努めるほか、インターネット上の違法・有害情報の流通事件における電気通信事業者

の警告・削除・利用停止・契約解除等に関する自主的な運用指針の整備等も促進しています。また、文部科学省では、学校教育における情報教育の推進を図り、中・高等学校では情報に関する内容を必修とし、中学校技術・家庭科や高等学校「情報」の中で情報化の及ぼす影響や情報モラルの指導を行うこととしています。すべての学校園で、様々な人権問題がインターネットを通じて深刻化している現実を踏まえ、情報モラルや情報リテラシーの視点から、自らの判断で人権に配慮して適切にインターネットやSNS等を利用できる力の育成に取り組んでいます。

当県においても、地方法務局がインターネットによる人権侵害防止のための啓発活動のほか、インターネット上の差別表現流布やプライバシー侵害等の事案処理に当たっています。また、県としても、県民意識の啓発のほか、学校教育における情報教育の中で、児童生徒の情報活用能力や情報モラルの育成を図るとともに、インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により対応しています。

【評価と課題】

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民への広報・啓発活動により、情報モラル・リテラシーに関する知識が広く定着してきております。

しかしながら、インターネット上での人権侵害は後を絶たない現状にあります。また、インターネット利用者の増加、低年齢化等、利用者の年齢層が幅広いことから、様々な広報媒体を活用して、県民全体へのきめ細やかな啓発活動が必要です。県民一人一人へ、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深め、人権侵害となる行為を防止するための広報・啓発活動を継続して行うことが課題です。

SNSの危険性やフィルタリングの有効性、家庭でのルール作りの必要性について、児童生徒や保護者の意識向上を図るため、学校や関係機関と連携して、児童生徒を対象とした非行防止・被害防止教室、防犯教室等におけるSNSの情報モラル教育、進学・進級時における保護者説明会等多くの保護者が参加する学校行事に職員を派遣しての広報活動、携帯電話販売店等に対する協力要請を推進していますが、インターネットにおける誹謗中傷、ネットいじめ、SNS利用に起因する性被害等は依然として発生しており、これらの活動等を今後もさらに推進していく必要があります。

一方、学校教育においては、実際の社会で起こっている人権侵害の事例を基に教材化した資料や発達段階に応じた指導モデルの共有に課題があるため、教育支援システム等を活用して、有効な教材や指導法を収集し、広く周知しています。

3 分野別人権施策の推進

(1) 女性

ア 男女平等を推進する社会づくり

国においては、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）及び男女共同参画基本計画（第 5 次）（令和 2 年閣議決定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた機運の醸成のため、男女共同参画推進本部の決定により、毎年 6 月 23 日から同月 29 日までを男女共同参画週間とし、関係団体と協力し、啓発活動を行っています。性別による固定的な役割分担意識の解消については、国においては、内閣府が総合情報誌「共同参画」の発行、ホームページによる情報提供等により、啓発活動を行っています。

当県においては、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成 14 年新潟県条例第 13 号）及び「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」に基づき、県民一人一人の男女平等意識の醸成を図るため、広報紙「ふれ愛ほっとらいん」の発行やパンフレットの配布等により、広く県民の意識啓発に取り組んでいます。

また、学校教育において、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科及び高等学校の家庭科では、男女協力による家庭生活の構築の重要性について認識を深める視点に立った授業、高等学校のホームルーム・公民科では男女平等の視点に立った授業等に取り組んでいるほか、高等学校では、生徒が性別にとらわれずに自らの意志で進路を選択し、その能力を十分に発揮することができるように職業生活や社会参加の面で男女平等の視点に立った進路指導に努めています。また、男女平等教育を効果的に推進するため、教材及び教師用の手引きとして、中学生向けの「自分らしく生きるために」、高校生向けの「新しい波」を作成しているほか、教職員の意識啓発及び指導力向上のための各種研修を行っています。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に関しては、国においては、男女共同参画基本計画で主要施策の一つとし、毎年 11 月 12 日から 25 日までの間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間と定めるとともに、シンボルマークや啓発パンフレットの作成、新聞広告等の啓発活動に取り組んでいます。また、防犯対策を強化するとともに、「女性の人権ホットライン」、「性犯罪被害相談電話 #8103（ハートさん）」等の各種相談やカウンセリング体制の充実、被害者支援のための関係機関との連携を促進しています。さらに、暴力行為には、刑法（明治 40 年法律第 45 号）を始め、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）等を適用し、厳正に対処しています。

当県においては、警察による犯罪防止・検挙のための巡回、相談・指導、被害者支援連絡協議会による被害者支援のほか、女性福祉相談所（配偶者暴力相談支援センター）やフリーダイヤル等による相談、一時保護や自立に向けた支援、配偶者暴力防止連絡会議を通じた関係機関の情報交換や実務担当者の人材育成等に取り組んでいます。また、男女平等推進相談室に男女平等推進相談員を配置し、性別による差別的取扱い等の男女平等社会の形成を阻害する様々な問題に関する相談に応じています。また、配偶者からの暴力防止については、平成 26 年度から 7 年間で期間とする「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」に基づき、施策を推進しています。さらに、性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センターにおいて、被害者の支援に取り組んでいます。

性犯罪対策に関しては、国においては、刑法等の厳正な適用を始め、警察組織による適正かつ強力な犯罪捜査、専用電話・相談室等の相談体制の整備や被害者の立場に配慮した対応等の

被害者支援を推進しています。また、売買春、ストーカー行為等の対策に関しては、国においては、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）等を適用し、厳正に対処することとしています。

当県においては、警察が売春事犯の取締り、ストーカー行為者の検挙、ストーカー事案の被害拡大防止のための警告・禁止命令・援助等の行政措置のほか、関係機関との連携による防犯指導等を行っています。このほか、セクシュアル・ハラスメント防止に関しては、労働局と連携を図り、職場での意識啓発に取り組んでいます。

国際理解と国際協力の推進に関しては、国においては、男女共同参画に関連の深い条約や国際会議の議論等を踏まえ、国際的規範・基準等の国内導入のほか、その内容に関する情報提供に努めています。

イ 女性が活躍できる社会づくり

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関しては、国においては、男女共同参画基本計画の中で重点目標の一つとした上、男女共同参画会議及び男女共同参画推進本部の決定により「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が 30%程度となるよう目指し、女性のチャレンジを支援する施策を策定し、率先する形で国の審議会等委員への女性の登用、女性国家公務員の採用・登用等に積極的に取り組んでいます。

当県においては、「第 4 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」に基づき、女性の能力の活用を図るため、「県の審議会等の女性委員を令和 7 年度以降 40%以上とする」目標を設定するとともに、県自身も率先して女性職員の育成・登用、女性教員の管理職等への登用、女性警察官の採用・職務拡大等に取り組みました。また、市町村担当者研修会の開催、女性リーダー養成講座の開催などにより、市町村、企業・団体等における政策・方針決定の場への女性の参画の促進にも努めています。

女性の活躍推進に関しては、国においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づけるなど、女性の職業生活における活躍を推進しています。

当県においては、(公財)新潟県女性財団を通じ専門性の向上を目指した人材育成研修、地域セミナーの開催、男女共同参画推進に取り組む団体等への支援、働く女性のための情報提供などに取り組んでいます。

雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保に関しては、国においては、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）に基づき、事業主・労働者を始め、広く国民の認識・理解を深めるための啓発活動を行っています。また、厚生労働省では、同法の履行確保のため、雇用管理の実態把握、具体的な取組に関する行政指導、各種相談及び情報提供のほか、女性労働者・事業主間の個別紛争時における都道府県労働局長の助言・指導・勧告及び機会均等調停会議の調停による解決に向けての援助等を実施しています。

当県においては、労働局と連携を図り、広報誌や企業巡回等による法制度の啓発活動を実施するとともに、働き方改革の推進に向けた取組の一環として、県内企業への専門家派遣や、キャンペーンによる機運醸成等を通じて、男女がともに働きやすい職場づくりを支援しています。

ウ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

職業生活と育児・介護の両立を可能とする就業環境の整備に関しては、国においては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づき、育児・介護休業制度等を普及するため、使用者・労働者を始め、広く国民の認識・理解を深めるための啓発活動を行っています。また、厚生労働省では、同法の履行確保のため、雇用管理の実態把握、行政指導、相談及び情報提供を行っています。

当県においては、職場における男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業・法人・団体を「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援する“企業と女性”やる気応援事業を平成18年度から実施しています。ハッピー・パートナー企業のなかでも、男性労働者の育児休業等の取得促進を特に進めている企業・法人・団体を「パパ・ママ子育て応援プラス認定企業」として認定し、その取組を支援するとともに、男性育児休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発資料の発行や政労使一体となったキャンペーンの展開等を通じ、事業主・労働者を始め、県民の育児・介護休業制度への認識・理解を深めるための啓発活動を行っています。また、育児・介護休業取得者のための育児・介護休業給付金制度の周知に努めています。さらに、保育所の特別保育、幼稚園の幼児教育センターとしての活動及び児童館・放課後児童クラブの運営等に対する補助制度により、子育て家庭を支援しています。このほか、農林水産業における男女共同参画推進のための研修・学習活動等も支援しています。

子育て環境と介護体制の充実及び家庭生活・地域活動への共同参画の促進に関しては、国においては、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画のほか、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）及び少子化社会対策大綱（平成16年6月閣議決定）に基づき、少子高齢化、ライフスタイルの多様化等が進行する中で、男女が安心して子育てや介護を行い、家族としての責任を果たし、共に地域に参画することができる社会の形成に向け、職業生活と家庭生活・地域生活の両立を可能にする条件整備を進めることとし、第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月閣議決定）では「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」を基本目標に掲げ、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、結婚支援、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援等、「希望出生率1.8」の実現を阻む隘路の打破に取り組むこととしています。

エ 施策の総合的・計画的推進

当県においては、令和4年度から5年間を期間とする「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」に基づき、総合的・計画的に施策を推進しています。

推進体制の充実を図るため、「新潟県男女平等社会推進審議会」、「男女平等推進施策調整会議」を設置するとともに、「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の推進状況報告書の作成及び公表、市町村の推進体制の整備や計画策定への支援と職員研修、（公財）新潟県女性財団への支援や女性団体との連携強化に取り組んでいます。

| 事業 | 財源 | 場所 | 対象者 |
|--------------------------------|--------------|----------------|---------------|
| 男女平等社会の形成推進事業 | 新潟県 | 全県 | 県民 |
| 「ふれ愛ほっとらいん」発行 | 新潟県 | 全県 | 県民 |
| インターネットによる情報発信 | 新潟県 | 全県 | 県民 |
| “企業と女性”やる気応援事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の企業・法人・団体 |
| にいがた女性活躍推進事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の企業関係者・市町村等 |
| 働き方改革推進事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の企業関係者等 |
| 院内保育促進事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の病院事業者 |
| 新潟県特別保育事業 | 新潟県・市町村 | 全県 | 県内の私営保育所等 |
| 放課後児童健全育成事業 | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 県内の市町村 |
| 生涯を通じた女性の健康づくり支援事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の女性 |
| 男女平等推進相談員配置事業 | 新潟県 | 新潟市(男女平等推進相談室) | 県民、県内居住者 |
| 児童虐待DV対応班の設置 | 新潟県 | 中央児童相談所 | 県民、県内居住者 |
| 婦人保護事業 | 新潟県・国 | 女性福祉相談所等 | 県民、県内居住者 |
| 配偶者暴力防止連絡会議 | 新潟県・国 | 新潟市 | 裁判所・警察・弁護士会等 |
| 配偶者暴力被害者支援体制強化事業 | 実務担当者会議等 | 新潟県・国 | 関係機関の実務担当者 |
| | 配偶者暴力相談担当者研修 | 新潟県・国 | 市町村等の実務担当者 |
| (公財)新潟県女性財団事業費補助 | 新潟県 | 全県 | (公財)新潟県女性財団 |
| 市町村における男女平等推進施策推進状況調査 | 新潟県 | 全県 | 県内の市町村 |
| 市町村男女平等推進担当者研修会 | 新潟県 | 全県 | 県内の市町村職員 |
| 性犯罪被害相談電話 | 新潟県(警察本部) | (電話) | 国民、国内居住者・滞在外等 |
| 家庭教育支援ガイドブックの活用啓発(HP掲載・リーフレット) | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 県民 |
| 子育て経験者による家庭教育応援事業 | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 県民 |
| 性暴力・性犯罪被害者支援事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県民 |

(2) 子ども・若者

ア いじめ防止の推進

国では、文部科学省が都道府県教育委員会等に対して、人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月策定・平成23年4月変更)の趣旨の徹底を図るよう周知するとともに、人権教育の実践的な研究を行う研究校の指定や学校・家庭・地域社会が一体となり人権教育を総合的に推進するモデル事業等により、学校教育・社会教育における人権教育を推進しています。

また、豊かな心、倫理観、規範意識等を育むために、特別の教科道德の授業と各教科の学習や多様な体験活動を関連付け、学校の教育活動全体を通じて、道德教育の推進を図っています。

特に、児童生徒のいじめ等への対応の面では、校長を中心に各学校が全教職員の協力体制を確立し、迅速かつ適切な対応を行うとともに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができる学校運営に努める必要があるとし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実、学校・関係機関等の連携による児童生徒の支援、家庭教育への支援等に取り組んでいます。

当県においては、小中高校の各発達段階や学校の実態に応じた実践的ないじめ防止対策等を総合的に推進し、学校、家庭、地域が一体となっていじめから児童生徒を徹底して守る体制づくりのため、令和元年度に生徒指導課を設置し、「学校の組織力の強化」、「教員の意識改革と指導力・対応力の向上」、「相談体制の充実」及び「いじめ見逃しゼロ県民運動の推進」の4つ

の視点から、いじめ対策の強化を図っています。

特に、県立学校へのいじめ対策推進教員の配置、「SNS教育プログラム」や「自殺予防教育プログラム」の実施、全公立学校へのスクールカウンセラーの配置、スクールロイヤーの活用、電話やメール、SNSを介したいじめ等の相談窓口の設置、「いじめ見逃しゼロスクール」の活動等を通じた安心・安全な学校づくり等に取り組んでいます。

また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の未然防止や解消に向け、「深めよう 絆 にいがた県民会議」を設置し、学校、家庭、地域が一体となった「いじめ見逃しゼロ県民運動」を展開しています。

さらに、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26年3月に策定した「新潟県いじめ防止基本方針」を平成30年2月に改定するとともに、令和元年度には基本方針を踏まえた「いじめ対応総合マニュアル」を作成しました。

今後引き続き、令和2年12月に制定された「新潟県いじめ等の対策に関する条例」、令和3年7月に2度目の改定を行った「新潟県いじめ防止基本方針」、令和3年8月に改訂した「いじめ対応総合マニュアル」に基づき、本県におけるいじめの防止等（防止、早期発見、対処）のための対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

イ 児童虐待防止への取組

児童虐待防止の取組に関しては、国においては、啓発ポスターの配布、新聞広告等の広報活動により、国民の意識啓発に取り組んでいます。

虐待行為には、刑法や児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の適用により厳正に対処するほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の関係法令を通じ、発生予防のための児童家庭相談・子育て支援の充実、早期発見・早期対応のための体制、被害者の保護・支援のための児童養護施設等の受入体制や関係機関・住民連携による支援体制の整備に取り組んでいます。平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルが3桁化（189）され、より相談しやすい体制となりました。さらに、法務局や地方法務局に「子どもの人権110番」を開設しているほか、「人権擁護委員」の配置、「子どもの人権SOSミニレター」の配付など、大人・子どもを問わず、子どもの人権問題を相談し、支援を受けやすい体制の整備も進めています。

当県においては、児童虐待の未然防止・早期対応・適切なケアのため、児童虐待の通告義務や相談窓口に関する広報のほか、児童相談所や医療・司法機関、学校等の関係機関の連携・協力により相談・保護・支援の充実を図り、きめ細やかな対応を行うため、中央児童相談所の児童虐待DV対応班の設置や弁護士及び保健師の配置、各児童相談所の「子育て支援相談員」（児童虐待対応補助会計年度任用職員）の配置、相談機関の職員・児童委員・教員等の研修、県要保護児童対策地域協議会の運営及び各市町村を中心とした同協議会の設置・運営の支援等に取り組んでいます。また、大人に代わって家事や家族の世話をしているヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、関係機関と連携した支援体制の構築及び普及啓発に取り組んでいます。

ウ 要保護児童の権利擁護対策

要保護児童の権利擁護に関しては、国においては、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約（平成6年5月条約第2号）等に定める基本原理、理念、権利保障の基準等を踏まえ、適切に対応することとしています。

当県においては、保護や支援が必要な子どもを支援するため、国・市町村等と連携し、相談体制や自立支援体制の整備を図ることとし、「新潟県要保護児童対策地域協議会」等を通じ、関係機関の連携・協力体制の強化のほか、児童養護施設・児童自立支援施設等の整備や里親制度の普及、施設入所児童及び里親委託児童に対する「子どもの権利ノート」の配布による権利義務の周知、施設職員等の研修等に取り組んでいます。

エ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進

児童買春・児童ポルノ等の防止に関しては、国においては、第三次児童ポルノ排除総合対策（平成28年7月閣議決定）により、児童ポルノ排除に向けた広報・啓発活動の推進、フィルタリングの普及などの被害防止対策、インターネット上の児童ポルノ画像の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動を推進するとともに、児童の福祉を害する悪質な犯罪の取締りを強化しています。

当県においては、児童買春・児童ポルノ等の防止のため、学校・PTA・青少年育成団体等と連携した広報・啓発活動や街頭補導・相談活動を実施しています。また、警察では、関係法令に基づく犯罪の取締りに加え、「少年サポートセンター」等による広報・啓発活動や再被害防止に向けた少年及び保護者に対する少年相談や継続支援活動を行っています。

オ 有害情報からの遮断に向けた啓発

インターネット上の有害情報から子どもを守るため、閲覧できないようにするフィルタリングサービスの利用率を向上させるとともに、インターネットを適切に活用できるよう普及啓発としてリーフレット「スマートフォン等のインターネットトラブルからお子様を守るために」をスマートフォン購入者、市町村、警察、県立学校に対して配布しました。

また、インターネット上における違法・有害情報の危険性やフィルタリングの有効性について、児童生徒や保護者の認識を向上させるため、警察と学校が連携して、児童生徒や学校の教職員を対象とした非行防止教室等における指導、新入生保護者説明会やPTA総会に警察職員を派遣しての広報啓発活動、地域における懇談会や講習会など各種会合における広報啓発活動、携帯電話販売店等に対する協力要請の推進に取り組んでいます。

カ 子どもの貧困対策の推進

国の新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、「新潟県子どもの貧困対策推進計画」の見直しを行い、令和3年3月に第2次推進計画を作成しました。基本理念として、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもの権利及び利益を尊重しながら、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。「子どもに対する支援」、「保護者等に対する支援」、「連携・相談支援体制の構築」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」の4つを柱とし、支援が届いていない又は届きにくい家庭に配慮しながら、様々な関係機関と連携して、生活・教育・就労・経済的支援の各分野において、ライフステージや置かれている状況に応じた施策を推進しています。

キ ひきこもりとなった子どもなどへの対応

若年無業者（いわゆるニート）等の職業的自立を促進するため、県内5か所にある「地域若者サポートステーション」の活用をはじめ、NPO法人などの各種支援団体等関係機関との相互連携・ネットワーク化の推進に取り組んでいます。

| 事業 | 財源 | 場所 | 対象者 |
|-------------------------|--------------|----------------|-----------------------------|
| いじめ相談電話 | 新潟県(教育委員会)・国 | 全県 | 県内の児童生徒・保護者等 |
| いじめ相談メール | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 県内の児童生徒・保護者等 |
| SNS相談 | 新潟県(教育委員会)・国 | 全県 | 県内の中・高校生 |
| いじめ防止に関するホームページ | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 県内の児童生徒・保護者等 |
| 教育相談センター(電話・来所相談) | 新潟県(教育委員会) | 県立教育センター | 県内の児童生徒・保護者・教員等 |
| スクールカウンセラー活用事業 | 新潟県(教育委員会)・国 | 全県 | 県内の児童生徒・保護者・教員等 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業 | 新潟県(教育委員会)・国 | 全県 | 県内の児童生徒・保護者・教員等 |
| 全県サポートチーム連絡協議会 | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 全市町村教育委員会、全スクールソーシャルワーカー |
| スクールロイヤー活用研究事業 | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 新潟市を除く全ての公立学校の児童生徒・保護者・教員等 |
| 児童虐待DV対応班の設置 | 新潟県 | 中央児童相談所 | 県民、県内居住者 |
| 虐待対応協力員設置事業(子育て支援相談員) | 新潟県・国 | 児童相談所 | 県内の保護者等 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 新潟県・国 | 新潟市 | 県内の医師会・弁護士会・警察・裁判所等 |
| 支援検討専門会議 | 新潟県・国 | 児童相談所 | 県内の児童相談所等の関係職員・医師等 |
| 地区別ネットワーク | 新潟県・国 | 県内各地 | 児童相談所・学校・保育所・市町村等 |
| 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 | 新潟県・国 | 新潟市 | 県内の市町村等の関係職員 |
| 児童保護措置 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の児童養護施設・自立支援施設等入所者、里親委託児童 |
| 社会福祉施設等指導監査事務 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の児童福祉施設等 |
| 図書類等自動販売機立入調査 | 新潟県 | 全県 | 県内の書店等 |
| 特別支援学校児童生徒就学奨励費 | 新潟県 | 新潟県・国 | 県内の特別支援学校児童生徒 |
| 特別支援学校高等部生徒共生社会推進強化事業 | 新潟県 | 新潟県・国 | 県内の特別支援学校高等部生徒 |
| 就職氷河期世代等自立支援ネットワーク化推進事業 | 新潟県・国 | 地域若者サポートステーション | 県内の若年者自立支援関係機関等 |

(3) 高齢者

ア 啓発活動の推進

高齢者が尊重される社会の実現や高齢者の福祉に関する啓発に関しては、国においては、毎年12月4日から同月10日までの「人権週間」や毎年9月15日から同月21日までの間の「老人の日、老人週間」を中心に年間を通じ、講演会の開催、新聞広告やポスター掲示により、国民の関心と理解を深めるための啓発活動を行っています。

当県においても、関係機関・関係団体等と連携し、敬老行事の実施、情報誌の発行等により、

広く県民の敬老意識や長寿社会への理解・関心を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

イ 社会参加活動の促進と自立支援

高齢者が元気で活躍できるシステムづくりに関しては、国においては、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）及び高齢社会対策大綱（平成24年9月閣議決定）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）等に基づき、高齢者の意欲と能力に応じた雇用・就業の機会の確保、公的年金制度の安定的運営、国民の自助努力による高齢期の所得確保への支援、生涯を通じた健康づくりの推進、適正な地域保健・医療・福祉サービスの提供体制や介護サービス基盤の整備、地域の支え合いの仕組みづくり、生涯学習の機会の確保、高齢者の社会参加活動の促進、高齢者に適した住宅供給、公共的施設のバリアフリー化を含めたユニバーサルデザインに配慮したまちづくり等に取り組んでいます。

当県においては、高齢者が元気で活躍できるシステムづくりを進めるため、市町村・関係団体等と連携し、「にいがたねんりんピック」等のスポーツ活動の支援、「シニアカレッジ新潟」、「いきいき県民カレッジ」等の生涯学習の場の提供、老人クラブ等の高齢者の主体的な活動の支援など、地域内の住民交流や世代間の交流、多様な価値観や健康・経済状況を持った高齢者がその意欲・能力に応じて活躍できる条件の整備等に取り組んでいます。また、生活習慣病の予防等の健康づくり、高齢者の介護状態の発生や悪化を予防するための対策、良質な介護サービスや効果的な保健・医療・福祉サービスを提供するための体制の整備、地域の支え合いによる生活支援の推進等に取り組んでいます。

ウ 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護の推進に関しては、国においては、全国の法務局・地方法務局の「人権相談所」、人権侵犯事件処理における調査、救済・予防のための対応要請、中止・再発防止のための勧告、告発等の措置により、高齢者が人権問題を相談し、救済・援助を受けやすい体制の整備を進めています。また、平成18年度から高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（平成17年法律第124号）が施行され、当県においては、市町村の地域包括支援センターによる総合相談体制の整備、苦情処理制度の周知、高齢者虐待防止に関する研修会の開催、介護サービス関連情報の提供体制の整備、福祉サービス提供事業者に対する指導監査体制の強化、成年後見制度の利用促進等に取り組んでいます。

| 事業 | 財源 | 場所 | 対象者 | |
|-----------------------|----------------|-----------|----------------------|--------|
| 敬老事業（記念品贈呈等） | 新潟県 | 全県 | 県内の新規100歳の高齢者 | |
| 明るい長寿社会づくり事業（補助） | 情報誌の発行 | 新潟県 | 県民 | |
| | 全国健康福祉祭への参加 | 新潟県・その他 | 神奈川県 | 県内の高齢者 |
| | にいがたねんりんピックの開催 | 新潟県・その他 | 9市村 | 県内の高齢者 |
| | シニアカレッジ新潟の運営 | 新潟県・その他 | 3市 | 県内の高齢者 |
| | 世代間交流事業 | 新潟県・その他 | 新潟市 | 県内の高齢者 |
| 老人クラブ助成事業 | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 県内の老人クラブ・老人クラブ連合会 | |
| 老人クラブ等活動推進員設置事業 | 新潟県・国 | 新潟市 | （一財）新潟県老人クラブ連合会 | |
| 介護実習・普及センター運営事業 | 新潟県 | 全県 | 県民 | |
| 認知症コールセンター運営事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の認知症の人とその家族等 | |
| 軽費老人ホーム事務費補助 | 新潟県 | 全県（新潟市除く） | 社会福祉法人 | |
| 高齢者福祉施設整備事業（補助） | 新潟県 | 全県（新潟市除く） | 県内の市町村又は社会福祉法人 | |
| 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業 | 新潟県・市町村 | 全県 | 県内の住宅整備補助実施市町村 | |
| 認知症高齢者介護支援事業（研修等） | 新潟県・国 | 全県 | 県内の医療・介護従事者等 | |
| シルバー人材センター連合運営費補助金 | 新潟県 | 1か所 | （公社）新潟県シルバー人材センター連合会 | |
| 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト | 新潟県・国 | 全県 | 県民・県内の事業者 | |
| 認知症知識普及講座 | 新潟県・国 | 全県 | 県民 | |
| 高齢者見守り・支え合い体制推進事業 | 新潟県 | 全県 | 県民 | |
| 介護助手確保支援事業 | 新潟県 | 全県 | 県民 | |
| 国保連苦情処理体制整備助成事業 | 新潟県 | 全県 | 国民健康保険団体連合会（苦情処理機関） | |
| 介護保険計画調整事業（助言・支援） | 新潟県 | 全県 | 県内の市町村 | |
| 介護保険事業費補助金（市町村補助） | 新潟県・国 | 全県 | 県内の介護サービス利用者負担軽減市町村 | |
| 高齢者介護サービス体制整備支援事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の介護認定調査員・介護支援専門員等 | |
| 介護サービス供給体制等整備支援事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の介護サービス事業所等 | |
| 介護サービス適正実施指導事業 | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 市町村、県内の介護サービス事業所等 | |
| 介護サービス情報の公表事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の介護サービス事業所 | |
| 社会福祉施設等指導監査事務 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の高齢者福祉施設等 | |
| 日常生活自立支援事業（補助） | 新潟県・国 | 全県 | 新潟県社会福祉協議会 | |
| 福祉サービス苦情解決事業（補助） | 新潟県・国 | 全県 | 新潟県社会福祉協議会 | |

(4) 障害者

ア 啓発活動の推進

障害者に関する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発活動の推進に関しては、国においては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者基本計画（平成30年3月閣議決定）及び障害者差別解消法（平成25年法律第65号）等に基づき、毎年12月の「障害者の日」・「障害者週間」・「人権週間」を中心に、共生社会の実現に向け、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」での体験作文・啓発ポスターの募集等により、啓発活動を行っています。

当県においても、関係機関・関係団体等と連携し、障害者週間、精神保健福祉普及運動等を通じた啓発活動等により、広く県民の理解・関心を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

イ 社会参加の促進

障害者の社会参加の促進に関しては、障害者基本法及び障害者基本計画に基づき、社会のバリアフリー化の推進、利用者本位の支援、障害者の特性を踏まえた総合的・効果的な施策の展開等の視点に立ち、障害者の移動支援、障害者に配慮したコミュニケーション手段や情報提供体制の充実、スポーツ・文化芸術に親しみやすい環境の整備、福祉用具・身体障害者補助犬の利用促進、ボランティア団体の育成等に取り組んでいます。

当県においては、障害者基本法、「新潟県障害者計画」、「新潟県障害福祉計画」に基づき、手話通訳者・要約筆記者の養成、視覚障害者情報センター・聴覚障害者情報センターにおけるサービス提供体制の充実や施設運営ボランティア・点訳・音声訳奉仕員の養成、障害者交流センターの活動を通じた障害者がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会の確保、障害者社会参加推進センターの活動や市町村による障害者の社会参加促進のための取組への支援に取り組んでいます。

ウ 雇用・就労の促進

障害者の雇用・就労の促進に関しては、国においては、障害者基本法及び障害者基本計画、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献することができるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図ることとし、毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に年間を通じた啓発活動を行うほか、公共職業安定所や障害者職業センターによる職業指導・職業訓練・職業紹介の実施、事業主への身体障害者・知的障害者・精神障害者の雇用義務の設定及び障害者雇用調整金や施設整備費・教育訓練費の助成、障害者の職業能力開発の充実等により、障害者の雇用・就労の促進に取り組んでいます。

当県においては、「新潟県障害者計画」及び「新潟県障害福祉計画」に基づき、労働局と連携し、職場実習及びテクノスクールによる職業訓練の実施、精神障害者の雇用を促進するための「職親委託事業」の実施及び授産施設における福祉的就労の底上げなどにより一般就労への移行の促進に取り組んでいます。

また、障害者雇用の経験のない企業に対して好事例の発信を行うとともに、障害者雇用を推進する企業に対する助成等により雇用の場の拡大に取り組んでいます。

エ 教育環境の整備

教育環境の整備に関しては、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、就学前から卒業まで、一貫した実効性のある教育支援体制の整備を図ることとしており、幼稚園、小・中・義務教育学校及び高等学校等に特別支援教育コーディネーターの配置や校内委員会を設置し、関係機関と連携した教育支援計画の策定などを進めています。また、障害についての理解を深め、豊かな人間性を育むため、特別支援学校や特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の実施に努めています。

当県においては、教育庁義務教育課に特別支援教育推進室を設置し、市町村教育委員会と連携しながら、障害のある幼児、児童生徒の就学相談・支援体制の整備、障害に対する理解や啓発、特別支援教育に関する相談の充実に取り組んでいます。

また、「新潟県障害者計画」に基づき、効果的な教育課程の編成や学習指導方法等について調査研究を行い、障害の特性に応じた専門的な教育研修の充実に努めるとともに、教員の専門性・指導力の向上、多様な教育活動を展開するための地域社会の人材の活用に取り組んでいます。

オ 地域生活の支援

地域生活の支援に関しては、国においては、利用者本位の視点に立ち、多様なニーズに応じた生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立することとしています。

当県においては、「新潟県障害者計画」及び「新潟県障害福祉計画」に基づき、地域生活支援サービスの充実、相談支援体制の整備のほか、障害者団体との連携や「新潟ふれ愛プラザ」の活用による生活訓練の実施、訪問健康診査の実施、日常生活用具の給付、障害者向けの各種年金・手当制度等の周知、自立支援医療等の公費負担医療制度の実施等に取り組んでいます。

カ 権利擁護の推進

障害者の人権擁護に関しては、全国の法務局・地方法務局の「人権相談所」等による相談体制や虐待行為等の人権侵犯事件における調査、要請、中止・再発防止のための勧告、告発等の措置により取り組んでいます。

当県においては、「新潟県障害者計画」及び「新潟県障害福祉計画」に基づき、市町村・関係団体と連携した福祉サービスに関する苦情解決・相談支援体制の整備、助成制度等による人権に配慮した施設整備の推進、福祉関係者の研修、福祉サービス提供事業者への指導監査体制の強化、成年後見制度の普及等に取り組んでいます。障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づき、新潟県障害者権利擁護センターを設置し、障害者虐待の防止及び養護者支援に関する啓発、市町村職員及び福祉関係者の研修等に取り組んでいます。

また、精神科病院に入院中の精神障害者の人権擁護を図るため、精神医療審査会を開催しています。

キ 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関しては、利用者本位の視点に立った社会福祉制度の実現に向け、「措置制度」から「利用契約制度」へ転換されました。

当県においては、「新潟県障害者計画」に基づき、市町村・関係団体と連携し、相談支援体制の整備・充実、福祉サービス利用に関する情報提供等の援助等に取り組んでいます。

また、「新潟県障害福祉計画」に基づき、相談支援従事者の養成及び資質の向上を図る研修の実施、専門的相談支援・広域的支援の実施及び事業内容の充実に取り組んでいます。

ク 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりの推進に関しては、国においては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境を整備することとし、高齢者・障害者等が円滑に移動又は利用することができるように公共交通機関や建築物等のバリアフリー化を促進するための施策を

進めています。

当県においても、新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）に基づき、県民や国・市町村、民間事業者との協働によるハード・ソフト両面のバリアフリー化等に取り組んでいます。

| 事業 | 財源 | 場所 | 対象者 | |
|---------------------|-------------------------|-----------|-----------------------|------------------|
| 障害福祉啓発広報 | 新潟県・国 | 全県 | 県民 | |
| 補助犬育成・給付（委託） | 新潟県・国 | | 県内の障害者 | |
| コミュニケーション確保事業 | 手話通訳設置 | 新潟県・国 | 新潟県庁 | 県内の障害者 |
| | 手話通訳者養成（委託） | 新潟県・国 | | 県民 |
| | 手話通訳者派遣（委託） | 新潟県・国 | 全県 | 県民・県内の団体等 |
| | 点訳・音声訳奉仕員養成（委託） | 新潟県・国 | | 県民 |
| | 要訳筆記者養成（委託） | 新潟県・国 | | 県民 |
| | 要訳筆記者派遣 | 新潟県・国 | 全県 | 県民・県内の団体等 |
| | 盲ろう者向け通訳者養成（委託） | 新潟県・国 | | 県民 |
| | 盲ろう者向け通訳者派遣（委託） | 新潟県・国 | 全県 | 県民 |
| | 失語症者向け意思疎通・支援者指導者養成（委託） | 新潟県・国・新潟市 | 全県 | 県民 |
| 字幕入りビデオ貸出（委託） | 新潟県・国 | | 県民・県内の団体等 | |
| 点字・音声による即時情報提供（委託） | 新潟県・国 | 全県 | 県内の視覚障害者 | |
| スポーツ振興事業 | 知事表彰 | 新潟県 | 新潟県庁 | 県内の障害者 |
| | スポーツ大会の開催（委託） | 新潟県・国・新潟市 | 2市町 | 県内の障害者 |
| | スポーツ教室の開催（委託） | 新潟県・国・新潟市 | | 県内の障害者 |
| | 全国大会出場選手の支援（委託） | 新潟県・国・新潟市 | | 全国大会に出場する県内の障害者 |
| | 全国大会への選手派遣（委託） | 新潟県・国 | | 全国大会に出場する県内の障害者 |
| 障害者芸術文化祭開催事業（委託） | 新潟県 | | 県内の障害者 | |
| 新潟県障害者交流センター運営（委託） | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者 | |
| 障害者社会参加推進センター運営（委託） | 新潟県・国 | 全県 | 県内の障害者 | |
| 生活訓練等事業（精神障害者支援） | 新潟県・国 | 全県 | 県内の精神障害者等 | |
| 市町村地域生活支援事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の市町村 | |
| 障害福祉団体の活動助成 | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者関連の事業実施団体等 | |
| 障害者福祉大会補助金 | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者福祉関係の大会開催者 | |
| 障害者職場実習支援・受入促進事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の実習者・実習受入企業 | |
| スマイル・カンパニー制度 | 新潟県 | 全県 | 県内の登録事業者 | |
| 障害者雇用促進能力開発事業 | 新潟テクスクール施設内訓練 | 新潟県 | 新潟市 | 県内の障害者 |
| | 民間教育訓練機関委託訓練 | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者 |
| 障害者雇用理解促進事業 | 優良表彰 | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者・障害者雇用の事業所 |
| | 啓発資料 | 新潟県 | 全県 | 県内の事業所・県民 |
| | 企業見学会 | 新潟県 | 全県 | 県内の事業者 |
| 障害者雇用促進プロジェクト費 | モデル企業情報発信事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の事業者 |
| | 障害者雇用促進プロジェクト助成金 | 新潟県 | 全県 | 県内の事業者 |
| | コーディネーター派遣（委託） | 新潟県 | 全県 | 県内の事業者 |
| 交流及び共同教育 | 新潟県(教育委員会) | 全県 | 県内の特別支援学校・特別支援学級児童生徒等 | |
| 介護給付費等負担金 | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 県内の福祉サービスを利用する障害者 | |

| 事業 | 財源 | 場所 | 対象者 | |
|-------------------------|-----------------|-------|---------------------------|-----------------|
| 筋萎縮症療育指導検診 | 新潟県 | 全県 | 県内の筋萎縮症患者・重度肢体不自由者 | |
| 補装具費支給（市町村補助） | 新潟県 | 全県 | 県内の身体障害者 | |
| 日常生活用具給付（市町村地域生活支援事業） | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 県内の在宅重度障害児・者 | |
| 身体障害者の生活訓練事業（委託） | 視覚障害者・聴覚障害者生活訓練 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の視覚障害者・聴覚障害者 |
| | 中途失明者緊急生活訓練 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の中途失明者 |
| | オストメイト社会適応教室 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の人工膀胱・人工肛門装着者 |
| | 盲ろう者生活訓練 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の盲ろう者 |
| 音声機能障害者発声訓練・指導者養成 | 発声訓練 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の音声機能喪失者 |
| | 指導者養成（講習会派遣） | 新潟県・国 | | 県民 |
| 高齢者・障害者向け安心住まいる住宅整備補助事業 | 新潟県・市町村 | 全県 | 県内の住宅整備補助実施市町村 | |
| 重度心身障害者医療費助成（補助） | 新潟県 | 全県 | 県内の市町村（医療費助成実施） | |
| 自立支援医療費（更生医療）支給 | 新潟県・国・市町村 | 全県 | 県内の身体障害者（18歳以上） | |
| 自立支援医療（精神） | 新潟県・国 | 全県 | 県内に住所を有する、精神医療（通院）を受けている者 | |
| 特別障害者手当等給付費 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の重度障害者、精神・身体障害児 | |
| 心身障害者扶養共済制度 | 新潟県 | 全県 | 県内の心身障害者の保護者等 | |
| 在宅重度重複障害者介護見舞金 | 新潟県 | 全県 | 県内の在宅重度重複障害者 | |
| 障害児（者）施設等費用徴収口座振替事務 | 新潟県 | 全県 | 県立障害児・者施設利用者等 | |
| 児童保護措置費・障害児入所給付費 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の障害児施設等の入所児童 | |
| 児童福祉施設措置医療費・障害児入所医療費 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の児童福祉施設等の入所児童 | |
| 障害者支援施設等整備事業（助成） | 新潟県 | 全県 | 県内の障害者支援施設等整備事業者 | |
| 障害者虐待防止推進事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の障害者等 | |
| 社会福祉施設等指導監査事務 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の障害者福祉施設等 | |
| 障害者地域生活支援センター事業 | 新潟県・国 | 11か所 | 県内の在宅障害者・家族等 | |
| サービス・相談支援者等育成事業 | 新潟県・国 | | 県内の相談支援従事者等 | |
| 発達障害者支援センター運営事業 | 新潟県・国 | 1か所 | 県内の発達障害者・家族等 | |
| 福祉のまちづくり施策推進会議設置事業 | 新潟県 | | | |
| 福祉のまちづくり条例適合施設融資事業 | 新潟県 | 全県 | 県内の事業者 | |
| バリアフリーまちづくり事業 | 新潟県 | 県内各地 | 県内の歩道・交通安全施設整備事業者等 | |
| 交通施設バリアフリー化推進事業 | 新潟県 | | 県内の市町村（交通安全施設整備） | |
| 県営住宅住戸内手摺設置 | 新潟県 | 全県 | 県内の在宅障害者・家族 | |
| 電線共同溝 | 新潟県 | 2か所 | 県内の歩道・交通安全施設整備事業者等 | |
| 特別支援学校児童生徒就学奨励費 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の特別支援学校児童生徒 | |
| 特別支援学校高等部生徒共生社会推進強化事業 | 新潟県・国 | 全県 | 県内の特別支援学校高等部生徒 | |

(5) 同和問題

ア 啓発活動の推進

同和問題に関する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発活動の推進に関しては、国においては、「人権週間」を中心に年間を通じ、各種講演会の開催や啓発ポスター掲示・新聞広報等により、啓発活動を行っています。部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、国は啓発等の施策を講ずる責務を有する、地方公共団体は施策を講ずるよう努めるとされました。

また、公正な採用選考制度の確立については、厚生労働省では経済団体・業種別団体への文書要請、新規学卒者の採用選考開始時期の新聞広告・ポスター配布等による啓発活動、各事業所に対する公正採用選考人権啓発推進員制度の普及や公正採用選考に関するガイドブックの配布、企業トップ層に対する研修、経済産業省では産業・経済界向けの様々な人権問題に関する

講演会等の開催、企業の社会的責任に関するパンフレットの作成、農林水産省では農林漁業団体の人権問題に関する職員研修会等の支援等に取り組んでいます。

当県においては、基本指針を踏まえ、県民や企業等が同和問題を正しく理解し、その解決に取り組むよう、年間を通じ、講演会や映画上映会の開催、研修講師の派遣、啓発パンフレットの配布、パネルの掲示、啓発DVD・ビデオの貸出し等を通じ、啓発活動に取り組むほか、国と協力し、市町村が行う隣保事業（隣保館の運営等）に財政支援等を行っています。また、県内事情を踏まえ、公正な採用選考の推進のための懇話会を設置しています。

加えて、差別につながる身元調査をなくすよう、県の広報媒体を通じての広報、パネルの展示、チラシ・ポスターの作成と配布、横断幕の掲示等により啓発に取り組むとともに、市町村に対しても身元調査をなくすための啓発の働きかけを行っています。

イ 相談体制の充実

同和問題に関する相談体制に関しては、国においては、法務省の人権擁護機関における人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じた被害の救済・防止を図るとともに、地方改善事業の国庫補助制度を活用して、同和問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に取り組んでいます。

当県においては、新潟県隣保館運営費等事業費補助事業を活用した相談体制の充実及び相談窓口の周知に取り組むとともに、市町村や法務局などの関係機関と連携しながら、相談対応に当たっています。

ウ 学校教育における推進

学校教育における同和問題の解決に向けた取組に関しては、国においては、人権教育・啓発事業の推進により差別意識の解消を図ることとし、文部科学省が都道府県教育委員会等に人権教育・啓発に関する基本計画の趣旨の徹底を図るとともに、人権教育研究校の指定や学校・家庭・地域社会が一体となり人権教育を総合的に推進するモデル事業等により、学校教育における同和問題をはじめ様々な人権課題に対応した人権教育を推進しています。

当県においては、基本指針、「同和教育基本方針」（昭和53年12月制定）及び「新潟県人権教育基本方針」（平成22年9月制定・令和3年3月改定）に基づき、児童生徒が発達段階に応じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に関する正しい理解を深め、差別をしない、偏見をもたない、差別を許さない感性や態度を育む教育を推進しています。

すべての学校園で同和教育を中核にした人権教育に取り組むため全体計画や年間指導計画を整備し、各学校では全体計画や年間指導計画を整備し、各教科・道徳科・特別活動・総合的な学習（探求）の時間の特質を踏まえつつ、副読本の活用や体験的な活動の導入等の指導方法の工夫により、学校教育活動全体を通じ、人権教育、同和教育を推進しています。また、教職員の知的理解の促進、人権感覚の高揚、指導力の向上を目指し、様々な研修・学習・協議の機会を設けています。

エ 社会教育における推進

社会教育における同和問題の解決に向けた取組に関しては、国においては人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、文部科学省が都道府県教育委員会等にその趣旨の徹底を図っていま

す。

当県においては、基本指針、「同和教育基本方針」及び「新潟県人権教育基本方針（令和3年改定）」に基づき、県民一人一人が同和問題を始め様々な人権問題に関する正しい理解を深め、日常生活の中で人権を尊重し、差別・偏見を許さない態度や行動が表れるような人権感覚を育むことができるように、社会教育における人権教育を推進しており、特に、同和問題に関しては、県内市町村を巡回する形で開催する研修の実施、社会教育現場における同和問題に関する学習・講座等向けの学習資料の作成等に取り組んでいます。

オ 一般対策の推進

同和問題の解決に向けた生活環境の改善、産業の振興、就労の安定や教育の充実等に関しては、国においては、「現在も結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある」「地域改善対策特定事業は、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる」との基本認識の下、残された課題を一般対策で対応するとし、当県においても、残された課題を一般対策の中で適切に対応することとしています。

| 事業 | 財源 | 対象者 | |
|-----------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 啓発パンフレットの作成・配布 | 新潟県・国 | 県民 | |
| 県内企業向け講演会 | 新潟県・国 | 県内の企業経営者・管理者 | |
| 一般向け講演会 | 新潟県・国 | 県民、行政職員、企業、団体等 | |
| 隣保館運営等補助 | 新潟県・国 | 県内の市町村 | |
| 同和対策推進事業委託事業 | 新潟県 | 県内の同和団体（部落解放同盟新潟県連合会） | |
| 地域改善対策補助金（経営指導員設置） | 新潟県・国 | 県内の商工会議所 | |
| 同和地区中小企業振興資金貸付事業 | 新潟県 | 県内の同和地区関係者 | |
| 同和地区中小企業振興資金信用保証料助成事業 | 新潟県 | 県内の同和地区関係者 | |
| 公正採用選考推進事業 | 新潟県 | 県内の企業・団体等 | |
| 同和地区入学支度金補助金（市町村補助） | 新潟県 | 県内の小・中学校の入学児童生徒 | |
| 教職員研修 | 小・中学校・特別支援学校初任者研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校等新採用教員 |
| | 小・中学校・特別支援学校教職6年次研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校等教職5年経験教員 |
| | 小・中学校・特別支援学校中堅教諭等資質向上研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校等教職12年経験教員 |
| | 小・中・特別支援学校教頭研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校・特別支援学校新任教頭 |
| | 小・中・特別支援学校校長研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校・特別支援学校新任校長 |
| | 小・中・特別支援学校学校事務職員研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中・特別支援学校5年経験学校事務職員 |
| | 臨時職員研修 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校等臨時職員 |
| | 高等学校初任者研修 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校新採用教員 |
| | 高等学校教職6年次研修 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校教職5年経験教員 |
| | 高等学校中堅教諭等資質向上研修 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校教職12年経験教員 |
| | 高等学校教頭研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校新任教頭 |
| | 高等学校校長研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校・県立中等教育学校新任校長 |
| | 人権教育、同和教育連絡協議会 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校加配教員、配置校校長 |

| 事業 | | 財源 | 対象者 |
|-------------------|---------------------|------------|------------------------------|
| 教職員研修 | 人権教育、同和教指導者研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校加配教員 |
| | 人権教育、同和教育主任等研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県内の小・中学校人権教育、同和教育主任教員 |
| | 高等学校人権教育、同和教育研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県内の高等学校・公立中等教育学校教員 |
| | 高等学校人権教育、同和教育指導者研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校・県立中等教育学校教頭 |
| | 高等学校人権教育、同和教育担当者会議 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員 |
| | 高等学校人権教育、同和教育現地研修会 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校・県立中等教育学校教員 |
| | 同和教育県内研修会 | 新潟県(教育委員会) | 当県の教育庁の職員 |
| | 人権教育、同和教育推進事業 | 新潟県(教育委員会) | 県立高等学校及び中等教育学校 |
| 社会同和教育市町村巡回研修会 | | 新潟県(教育委員会) | 県内の市町村人権教育担当者、社会教育関係者等 |
| 社会同和教育学習資料による周知啓発 | | 新潟県(教育委員会) | 県民(各種人権教育研修会参加者) |

(6) 外国人

ア 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実

外国人に対する偏見や差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育成するための啓発活動に関しては、国においては、「人権週間」を中心に年間を通じ、講演会等の開催、啓発冊子の作成や配布、新聞広報等により、国民の意識啓発に取り組んでいます。

当県においても、新潟地方法務局・関係団体等と連携し、「人権週間」を中心に年間を通じ、講演会等の開催や啓発冊子・広報誌の発行、新聞広報等により、県民の理解・関心を高めるための啓発活動に取り組んでいます。

また、国際理解教育の推進に関しては、国においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」の中で、国際化の著しい進展を踏まえ、「学校教育全体を通じ、幅広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度やコミュニケーション能力を育成することが重要である」とし、国際理解教育及び外国語教育の充実を図ることとしています。具体的には、外国語教育の推進のため、学習指導要領では、中・高等学校における外国語科での基礎的・実践的コミュニケーション能力の重視、小学校における外国語の教科化と外国語活動が行われており、語学指導等を行う外国青年招致事業、中・高等学校英語担当教員の研修、小学校教員を対象とした外国語に関する研修等も実施されています。

当県においては、国際的な視野に立って、一人一人の人権を互いに尊重し、考え方や習慣の違いを理解し合うことができるように、民間団体、(公財)新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際化時代にふさわしい人権意識や多文化共生の意識を育むための啓発活動のほか、学校教育における国際理解教育の推進、行政・民間・住民の各段階における交流活動の推進等に取り組んでいます。

イ 企業等への啓発

当県においては、企業が外国人を受け入れる際の採用・在留資格・人材育成・定着に係る相談に対応するため、新潟県外国人材受入サポートセンターを運営しています。相談対応のほか、セミナーを開催するなど、企業が外国人を円滑に受け入れることができるよう取り組んでいます。

また、県と企業との意見交換の場では、関係法令の周知徹底を行い、外国人を含め、誰も

が安心して活躍できる労働環境整備のための啓発を図るとともに、「新潟県外国人材受入サポートセンター」、「外国人相談センター新潟」のパンフレットを配布し、外国人の人権への配慮を呼びかけています。

ウ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実

外国人への相談・支援体制に関しては、国においては、外国人の人権問題の解決を図るため、全国の法務局・地方法務局の「人権相談所」や通訳を配置した外国人のための特別の人権相談所の開設等により相談体制の整備を進めるほか、外国人への就労差別や入居・入店拒否、暴力や嫌がらせ等の事案には人権侵犯事件としての調査、要請、中止・勧告、告発・訴訟援助の措置等により取り組んでいます。また、厚生労働省では、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を定め、外国人の就労を巡るトラブルの未然防止に取り組んでいます。

当県においては、国際的な視野に立ち、在住外国人や来県外国人が安心して生活や活動ができるように、民間団体、(公財)新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、外国語による生活相談体制の整備、公共施設・道路標識等における外国語表記の充実、インターネット等を活用した情報提供の推進に取り組んでいます。

エ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制

当県においては、国際的な視野に立って、一人一人の人権を互いに尊重し、考え方や習慣の違いを理解し合うことができるように、民間団体、(公財)新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際化時代にふさわしい人権意識や多文化共生の意識を育むための啓発活動のほか、学校教育における国際理解教育の推進、行政・民間・住民の各段階における交流活動の推進等に取り組んでいます。

また、国(新潟労働局)と連携し、多言語対応の労働関係の相談窓口として、ハローワーク新潟に「新潟外国人雇用サービスコーナー」(雇用・職業安定関係)を、新潟労働局に「外国人労働者相談コーナー」(労働法・労働基準関係)を設置しています。

オ 民間団体等の活動支援・連携促進

当県においては、県民・民間団体・教育機関・市町村・県等の連携・協働による国際化を基本姿勢とし、国際交流や国際協力、在住外国人への支援等の活動を行う民間団体・ボランティアのため、活動しやすい環境の整備や相互連携づくりの支援等を行っています。

カ ヘイトスピーチへの対応

ヘイトスピーチは人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせかねないものであり、このような言動があってはならないものであることから、学校教育及びDVD・ビデオの貸出し、啓発ポスターの掲示等を通じた啓発活動を実施しています。

| 事業 | | | 財源 | 対象者 |
|------------------------------|-----------|-----------------------------|--------------------|--------------------------|
| 国際交流出前講座（国際交流員等の派遣） | | | 新潟県 | 県民 |
| 外国青年招致事業（国際交流員の招致） | | | 新潟県 | 外国人の青年（JETプログラム） |
| 小・中・高等学校外国語指導助手配置（外国語教育推進費） | | | 新潟県（教育委員会） | 外国人の青年（JETプログラム等） |
| 外国語教育担当教員研修会 | | | 新潟県（教育委員会） | 県内の小・中学校英語教員 |
| 高等学校英語教員指導力向上研修 | | | 新潟県（教育委員会） | 県内の高等学校・中等教育学校英語教員 |
| 日本語指導を必要とする帰国・外国人生徒の支援に関する研修 | | | 新潟県（教育委員会） | 日本語指導が必要な生徒が在籍している高等学校教員 |
| 新潟外国人雇用サービスコーナー（英語、中国語） | | | 新潟労働局 | 外国人労働者 |
| 外国人労働者相談コーナー（ベトナム語） | | | 新潟労働局 | 外国人労働者 |
| (公財)新潟県国際交流協会事業 | 情報収集・提供事業 | 多言語ホームページ運営 | (公財)新潟県国際交流協会 | 県民、在住外国人等 |
| | 民間活動活性化事業 | 民間団体助成事業 | (公財)新潟県国際交流協会 | 県内の民間団体等 |
| | | 民間団体ネットワーク構築事業 | (公財)新潟県国際交流協会 | 県内の民間団体等 |
| | | 国際交流ボランティアバンク運営 | (公財)新潟県国際交流協会 | 県内の国際交流ボランティア |
| | | NGOスタッフ育成 | (公財)新潟県国際交流協会 | 県内のNGO |
| | 多文化共生事業 | 在住外国人支援事業（相談、児童生徒就学支援、医療支援） | 新潟県・(公財)新潟県市町村振興協会 | 在住外国人 |
| | | 災害時外国人支援人材育成事業 | 新潟県・(公財)新潟県国際交流協会 | 市町村、民間団体、在住外国人 |
| | | 国際理解教育推進支援事業 | 新潟県 | 県民 |
| | | 留学生支援事業 | 新潟県・(公財)新潟県国際交流協会 | 県内の留学生 |
| | 国際協力促進事業 | 新潟・国際協力ふれあい基金 | 新潟県・(公財)新潟県国際交流協会 | 民間国際協力団体（間接支援分） |

(7) 感染症患者等

ア HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実

HIV感染者・エイズ患者等、感染症の患者・感染者等への支援等の充実に関しては、国においては、エイズに関する正しい知識を普及するため、「世界エイズデー」のキャンペーン、エイズ予防ポスター・啓発資料の配布、保健所による青少年向けのエイズ教育の実施等を通じ、啓発活動を行うほか、学校教育では、エイズ及び感染症に関する指導のため、中・高校生用の教材資料の配布や教職員向けの指導の手引きを配付しています。また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成30年厚生労働省告示第9号）では、人権教育・啓発に関する基本計画を踏まえ、連携した取組を行っています。

当県においては、国・市町村や学校、企業・団体等と連携し、「世界エイズデー」の関連行事の実施、講演会の開催、エイズ予防ポスター・啓発資料の配布等により、正しい知識を普及し、偏見や差別をなくすための啓発活動を行うほか、学校教育では、健康教育の中で、体育科・保健体育科を中核に、エイズを含む感染症の予防に関する指導を実施しています。また、地域振興局健康福祉（環境）部等によるエイズ相談や無料匿名検査の実施、地域振興局健康

福祉（環境）部等や医療機関による患者・感染者やその家族等に対するカウンセリング実施体制の整備や担当者の資質向上等に取り組んでいます。

イ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実

ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実に関しては、国においては、ハンセン病に関する正しい知識を普及し、偏見や差別を解消するため、毎年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」や12月の「人権週間」を中心に年間を通じ、ハンセン病療養所と地域住民との交流事業の実施、啓発ポスター・パンフレット等の作成、国立ハンセン病資料館における展示、政府広報・新聞広告等により、広く国民の意識啓発に取り組んでいます。

当県においては、国や関係団体と連携し、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」や「人権週間」を中心に、啓発資料の作成及び配布、啓発ポスターの掲示により、ハンセン病に関する正しい知識を普及し、偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組んでいます。また、ハンセン病患者・元患者及び家族等の意向を尊重しつつ、関係団体との連携を図り、相談窓口の設置、ハンセン病療養所入所者の里帰りやハンセン病療養所への訪問、ハンセン病療養所入所者の社会復帰支援等の福祉対策に取り組んでいます。

ウ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別等の防止の取組等

国においては、正しい知識の普及や各種広報を通じた啓発を実施するとともに、法務省の人権擁護機関において、差別等の被害に遭った方々のための人権相談窓口を設置しています。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）を令和3年2月に改正し、差別的取扱い等の防止等について国や地方公共団体の責務を規定し、差別等の防止に取り組むこととしています。

県においては、県内でも感染者やその家族、治療・対策に関わった方々等に対する差別的な事案が発生していることを踏まえ、県ホームページ・新聞・テレビ・ラジオ・チラシ・ポスター・YouTube 動画・ツイッターなどの様々な媒体を活用し、人権への配慮及びインターネット上での不確かな情報拡散防止を呼びかけるとともに、人権相談窓口の案内を行い、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別等を防止するため、市町村や関係機関とも連携しながら取り組んでいます。

| 事業 | | 財源 | 対象者 |
|---------------------------|---------------|-------|------------------|
| エイズに関する正しい知識の普及啓発事業 | 世界エイズデー関連イベント | 新潟県・国 | 県民 |
| | エイズに関する講演会 | 新潟県・国 | 県民 |
| エイズに関する検査体制の整備充実事業 | | 新潟県・国 | 県民 |
| エイズに関する相談指導体制の整備充実事業 | | 新潟県・国 | 県民 |
| エイズに関する研修会・講習会の実施事業 | | 国 | 県内の拠点病院の医療従事者 |
| エイズに関する相談事業 | | 国 | エイズ患者・感染者等 |
| ハンセン病療養所入所者への贈答品の送付 | | 新潟県 | 当県出身のハンセン病療養所入所者 |
| ハンセン病療養所入所者への郷土新聞の送付 | | 新潟県 | 当県出身のハンセン病療養所入所者 |
| ハンセン病療養所入所者施設への訪問 | | 新潟県 | 当県出身のハンセン病療養所入所者 |
| ハンセン病に関する電話相談 | | 新潟県 | 県民 |
| ハンセン病に関するパンフレットの作成・配布 | | 新潟県 | 県民 |
| ハンセン病に関するDVDの貸出し・映画上映会の実施 | | 新潟県 | 県民 |

(8) 新潟水俣病被害者

ア 「環境と人間のふれあい館（－新潟水俣病資料館－）」を通じた啓発

新潟水俣病に関する理解を深めるための啓発活動に関しては、水俣病問題の政治的解決を踏まえ、悲惨な公害を二度と繰り返すことのないように、平成13年に開設した「環境と人間のふれあい館－新潟水俣病資料館－」を活用しています。

この活動は関係団体と連携しつつ、被害者が自らの言葉で語る「語り部」活動や講演会・講座の開催、新潟水俣病に関する資料展示、書籍・資料の提供等を行い、新潟水俣病の歴史と被害の経験を正しく伝えるとともに、被害者やその家族の人権に関する理解を深め、偏見や差別を生まないための啓発活動に取り組んでいます。また、施設運営に関しては、被害者・関係団体の参加を得て、その声が反映されるように配慮しています。

イ 学校教育における推進

小中学校については、新潟水俣病に関する副教材や教師用指導資料集を作成・配付するほか、モデル校を指定し、家庭や地域と連携して実施する環境学習や人権学習を支援しています。また、高等学校においても環境問題や人権問題を学ぶ際に新潟水俣病を取り扱うなど、新潟水俣病と人権に対する理解を深め、環境を大切にすることを育む取組を行っています。

ウ 地域社会の再生・融和の促進

阿賀野川流域の各地域がかつて発生した新潟水俣病と向き合い、それを乗り越えるような「人と人の絆」や「人と自然の関係」を紡ぎ直すため、新潟水俣病の教訓を伝える環境学習や、光と影をテーマとしたイベント、地域の人々との話し合いなど、流域の住民・行政・民間団体が手を取り合い、「新しい地域づくり」を目指した様々なプロジェクトを展開する、阿賀野川流域地域フィールドミュージアム（FM）事業を実施し、地域社会の再生・融和の促進に取り組んでいます。

エ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策

新潟水俣病患者への保健・福祉対策に関しては、阿賀野川流域3市町に総合的な相談窓口を設置し、水俣病総合対策医療事業手帳所持者に対しては医療費等を支給することにより医療機会の確保を図ってきました。また、水俣病の認定患者及び水俣病総合対策医療事業手帳所持者に対しては保健師等による家庭訪問により適切な保健指導を行っており、令和4年度からは、認定申請を棄却された阿賀野川流域市町の居住者に対しても保健師等による家庭訪問を実施するなど、健康不安の解消に努めています。

| 事業 | 財源 | 対象者 |
|---------------|---------------------|------------------|
| 環境と人間のふれあい館運営 | 新潟県 | 県民 |
| 家庭訪問指導 | 新潟県・ (独)環境再生保全機構 | 水俣病認定患者 |
| 医療事業 | 新潟県・国 | 水俣病総合対策医療事業手帳所持者 |

| 事業 | 財源 | 対象者 | |
|-----------------|------------------------|------------|----------------------------|
| 新潟水俣病福祉推進事業 | 訪問保健指導事業 | 新潟県・国 | 水俣病総合対策医療事業手帳所持者 |
| | 相談窓口体制整備事業 | 新潟県・国 | 阿賀野川流域地域住民 |
| | 介護予防在宅支援事業 | 新潟県・国 | 健康不安者、保健・福祉関係者 |
| | 認定申請棄却者に対する訪問保健指導事業 | 新潟県・国 | 認定申請を棄却された阿賀野川流域市町に居住している者 |
| | 新潟水俣病福祉手当 | 新潟県 新潟市 | 新潟水俣病患者 |
| | 阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業 | 新潟県・国 | 県民、新潟水俣病被害者、関係団体等 |
| | 水俣病発生地域間交流事業 | 新潟県・国 | 県内の小学生 |
| | 小中学校への環境学習支援事業 | 新潟県・国 | 県内の小中学校 |
| | 新潟水俣病の教訓の伝承等に係る講演会開催事業 | 新潟県・国 | 県民 |
| | 教師用指導資料等作成事業 | 新潟県・国 | 県内の小中学校教諭 |
| | ふれあい館サポーター事業 | 新潟県・国 | 県内の小中学生及び小中学校教諭 |
| | 一日館長・夏休み自由研究 | 新潟県・国 | 県内の小学生及び保護者 |
| | 新潟水俣病関連情報発信事業 | 新潟県・国 | 民間団体等 |
| 環境と人間のふれあい館事業活動 | 新潟県 | 県民 | |

(9) 北朝鮮による拉致被害者

北朝鮮による拉致問題に関しては、5人の拉致被害者とそのご家族の帰国が実現しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明がなく、進展は見られません。

そのような状況の中で、国においては拉致問題に関する総合的な対策を推進するため、総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を改組・設置（平成25年1月）し、引き続き、安否不明な被害者に関する情報の収集、被害者家族への関連情報の提供等に努めるとともに、帰国被害者等を支援するため、拉致被害者等給付金の支給を行うほか、帰国被害者等自立・社会適応促進事業を実施しています。

当県においては、拉致問題について広く県民が理解を深め、関心を持ち続けていただくための県民集会、拉致問題啓発セミナーやパネル展、上映会等の開催、啓発ポスターの掲示等の広報活動、早期解決に向けた国への要請を行うとともに、帰国被害者等の自立・適応を促進するため、専門家等を交えた自立支援会議の開催、国・地元自治体との連携を図ることにより、きめ細やかな支援を実施しています。

| | 事業 | 財源 | 対象者 |
|-------------------|-----------------|-----------|--------------------|
| 拉致被害者等 支援事業 | 県民集会の開催 | 新潟県・その他 | 県民 |
| | 拉致問題を考えるパネル展の開催 | 新潟県 | 県民 |
| | 拉致問題啓発セミナー | 新潟県 | 県内の大学生、PTA |
| | 映画上映会 | 新潟県・国・その他 | 県民 |
| | 県の広報媒体等を利用した広報 | 新潟県 | 県民 |
| | パンフレットの作成・配布 | 新潟県 | 県民 |
| | 横断幕・屋内懸垂幕の掲出 | 新潟県 | 県民 |
| | 国への要請活動 | 新潟県 | |
| 帰国被害者等自立・社会適応促進事業 | | 国 | 県内の帰国した拉致被害者及びその家族 |

(10) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者等の権利保護に関しては、国においては、検察当局では、適切な権限行使による事案の真相解明の中で犯罪被害者やその親族等の心情を真摯に受け止め、適正に事件処理を行い、効果的な立証活動を行うように努めるとともに、被害者やその親族の心情等に配慮し、事件処理結果等の情報の通知制度、受刑者の出所情報の通知制度や受刑者の釈放予定情報の通知制度、専用電話「被害者ホットライン」等による相談対応、法廷への案内や付添い、全国の地方検察庁における「被害者支援員」による各種支援機関・団体等の紹介等の取組を進めています。

また、平成12年の刑事訴訟法(昭和24年法律第131号)・検察審査会法(昭和23年法律第147号)の改正や犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号)の制定により、性犯罪の告訴期間制限の撤廃、証人出廷時の付添い制度や遮蔽措置等、公判廷での意見陳述機会や傍聴希望への配慮、公判記録の閲覧・謄写等の犯罪被害者等に配慮した諸制度を整備しています。さらに、平成16年には、犯罪被害者等基本法(平成16年法律161号)を制定し、犯罪被害者等のための総合的な施策の策定及び実施に関する国・地方公共団体の責務を定め、犯罪被害者等の損害賠償請求への国の援助、犯罪被害者等に支給する給付金の充実や適切な保健医療・福祉サービスの提供、犯罪被害者等の安全確保のための保護や個人情報の適切な取扱い、捜査・公判手続での犯罪被害者等のための情報提供や手続参加の機会の拡充、保護期間・捜査・公判過程での人権配慮や負担軽減に関する施策等を講ずることとし、令和3年3月には、「第4次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定しています。

一方、当県を含む各都道府県警察では、犯罪被害者等基本法の定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)の目的を達成するため、「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年国家公安委員会告示第25号)に定められた基本的事項等に留意して犯罪被害者等支援を実施しています。

犯罪被害者等支援制度に関しては、広く国民に周知するため、関係機関・団体と連携して各種広報媒体を使って広報啓発活動を推進しています。

なお、当県では、犯罪被害者等支援に関する県民理解の一層の増進を図り、総合的・計画的な支援施策を推進するため、「新潟県犯罪被害者等支援条例」を制定し、国・市町村や民間団体等と連携して犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

| 事業 | 財源 | 対象者 |
|--------------------------------|-----|---|
| 被害者支援講演会 | 新潟県 | 新潟県被害者支援連絡協議会会員、市町村職員、にいがた被害者支援センター支援員、警察職員 |
| 犯罪被害者等支援総合窓口 | 新潟県 | 県民 |
| 犯罪被害者週間（犯罪被害者支援フォーラム 2022in新潟） | 新潟県 | 県民 |
| 命の大切さを学ぶ教室 | 新潟県 | 中学校以上の学校、地域団体、防犯団体 |

(11) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等への偏見や差別を解消するための取組に関しては、国においては、法務省主唱の国民的運動として毎年実施する「社会を明るくする運動」の中で、地域住民の理解・参加の下、犯罪をした人や非行をした少年の更正を支えるための啓発活動を行うほか、「人権週間」等における各種啓発活動の中で取り組んでいます。当県においても、「社会を明るくする運動」を中心に、法務省が関係団体等と連携・協力し、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別を解消するための啓発活動に取り組んでいます。

(12) 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

性的指向、性自認を理由とした偏見や差別への取組については、国においては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）等の関係法令の整備のほか、偏見や差別意識を解消するため、啓発冊子の配布等の啓発活動に取り組んでいます。

当県においても、講演会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により広く県民や企業への啓発を行うとともに、行政職員への研修を行っています。平成 17 年度から、性同一性障害者の人権問題に関連し、不要な個人情報を収集しないため、県行政文書中の性別欄の見直しを行っています。

また、学校においては、児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育に取り組んでいます。

(13) 様々な人権問題

その他の様々な人権問題に関しては、国においては、ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律 105 号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）等の関係法令の整備のほか、様々な人々への偏見や差別意識を解消するため、啓発冊子の配布等の啓発活動に取り組んでいます。

当県においても、啓発活動を中心にその他の人権問題の解消に向け、取り組んでいます。

4 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進

(1) 公務員

県職員については、人権に配慮した行政の推進を図るため、階層別研修の新採用職員研修及び課長補佐・次長職研修で、人権問題に関する講義を行うほか、職場の上司の指導を通じ、人権教育に取り組んでいます。

市町村職員については、人権に配慮した行政の推進を図るため、市町村総合事務組合を通じて実施する階層別研修のうち新採用職員研修で人権問題に関する講義を行うほか、人権行政担当職員には県主催の担当課長会議や実務担当者会議の中で人権行政を巡る問題の講義を行うことにより、人権教育に取り組んでいます。

国家公務員については、人権に配慮した行政の推進を図るため、人事院が全府省庁の職員を対象とする階層別研修等の中で人権問題をカリキュラムに取り入れた研修を行っています。また、労働局・労働基準監督署及び公共職業安定所に所属する職員には厚生労働省が職位に応じた節目の研修の中で、検察官、検察事務官、矯正施設職員、更正保護関係職員及び入国管理局関係職員には法務省が実施する各種研修の中で人権教育を行っています。

このほか、県内に勤務する公務員全体の人権尊重の意識を高め、人権に配慮した行政の推進を図るため、県では、県内のすべての行政機関の職員を対象とする人権・同和問題研修会の開催や啓発資料の配布に取り組んでいます。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|------------------|------|--------------------|
| 新潟県新採用職員研修 | 新潟県 | 当県の新採用職員 |
| 新潟県課長補佐・次長研修 | 新潟県 | 当県の新任課長補佐・次長等職員 |
| 市町村人権・同和問題担当課長会議 | 新潟県 | 県内の市町村の人権・同和問題担当課長 |
| 市町村人権担当者会議 | 新潟県 | 県内の市町村の人権・同和問題担当者 |
| 新潟県行政職員研修 | 新潟県 | 県内の行政機関に勤務する公務員等 |
| 同和問題に関する行政職員現地研修 | 新潟県 | 県内の行政機関に勤務する公務員等 |
| 新潟県人権・同和問題研修 | 新潟県 | 県内の行政機関に勤務する公務員等 |

(2) 教員・社会教育関係職員

ア 教員

教員については、人権尊重の理念についての理解を深め、人権教育に関する指導力の向上を目的に、公立の小・中・義務教育学校、特別支援学校の教員には、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上研修、人権教育、同和教育主任、校長及び教頭、臨時教員の研修及び教育課程説明会で人権教育、同和教育に関する内容を取り入れた研修を行い、高等学校・中等教育学校の教員には、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、同和教育担当者、校長及び教頭の研修において人権教育、同和教育に関する内容を取り入れた研修を行うほか、各学校では校内研修の充実に取り組んでいます。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|--------------------|----------|-------------------------|
| 小・中学校初任者研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校新採用教員 |
| 小・中学校教職6年次研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校教職5年経験教員 |
| 小・中学校中堅教諭等資質向上研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校教職12年経験教員 |
| 小・中・特別支援学校教頭研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校・特別支援学校新任教頭 |
| 小・中・特別支援学校校長研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校・特別支援学校新任校長 |
| 小・中・特別支援学校学校事務職員研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中・特別支援学校5年経験学校事務職員 |
| 臨時職員研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校等臨時職員 |
| 高等学校初任者研修 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校新採用教員 |
| 高等学校教職6年次研修 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校教職5年経験教員 |
| 高等学校中堅教諭等資質向上研修 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校教職12年経験教員 |
| 高等学校教頭研修会 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校新任教頭 |
| 高等学校校長研修会 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・中等教育学校新任校長 |

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|---------------------|----------|------------------------------|
| 特別支援学校初任者研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校新採用教員 |
| 特別支援学校教職6年次研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校教職5年経験教員 |
| 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修 | 新潟県教育委員会 | 県内の特別支援学校教職12年経験教員 |
| 人権教育、同和教育連絡協議会 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校加配教員、配置校校長 |
| 人権教育、同和教育指導者研修会 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校加配教員 |
| 同和教育県内研修会 | 新潟県教育委員会 | 当県の教育庁の職員 |
| 人権教育、同和教育主任等研修会 | 新潟県教育委員会 | 県内の小・中学校人権教育、同和教育主任教員 |
| 高等学校人権教育、同和教育研修会 | 新潟県教育委員会 | 県内の高等学校・公立中等教育学校教員 |
| 高等学校人権教育、同和教育指導者研修会 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校教頭 |
| 高等学校人権教育、同和教育担当者会議 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校人権教育、同和教育担当教員 |
| 高等学校人権教育、同和教育現地研修会 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校・県立中等教育学校教員 |
| 人権教育、同和教育推進事業 | 新潟県教育委員会 | 県立高等学校及び中等教育学校(37校) |
| 教職員等中央研修講座 | 文部科学省 | 全国の校長、教頭、中堅教職員等 |

イ 社会教育関係職員

社会教育関係職員については、学習プログラム・学習教材を提供し、人権教育の指導者として中核的な役割を担う人材を養成するため、人権教育指導者研修や人権教育行政担当者研究協議会等を開催しています。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|----------------|----------|--------------------------|
| 人権教育指導者研修会 | 新潟県教育委員会 | 行政職員・社会教育関係者・企業の人権教育担当者等 |
| 人権教育行政担当者研究協議会 | 新潟県教育委員会 | 市町村生涯学習・社会教育主管課人権教育担当者等 |
| 社会同和教育市町村巡回研修会 | 新潟県教育委員会 | 県内の市町村人権教育担当者、社会教育関係者等 |

(3) 警察職員

警察職員については、人権に配慮した適切な職務執行を推進するため、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第1号)に定める人権尊重を柱とする「職務倫理の基本」に基づき、職員教育の中で人権問題に関する教養講義を行うほか、職場の上司による指導を通じ、人権教育に取り組んでいます。

また、各種の人権課題に関する指導者等を養成するための専門教育の機会を設けています。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|--------------------------------|---------|-----------|
| 新潟県警察官採用時教養 | 新潟県警察学校 | 当県の新採用警察官 |
| 新潟県警察官現任者教養 | 新潟県警察本部 | 当県の現任警察官 |
| 被留置者等の人権に関する教養 | 新潟県警察本部 | 当県の警察職員 |
| ストーカー及び配偶者暴力事案等における女性の人権保護等研修会 | 新潟県警察本部 | 当県の警察職員 |
| ハラスメント相談員制度 | 新潟県警察本部 | 当県の警察職員 |

(4) 医療・保健・福祉関係者

医療関係者については、人権に配慮した適切な医療サービスを提供するため、医療従事者を育成する学校・養成所で患者本位の視点に立った人間性豊かな医療関係者の育成に向け、様々な教育活動を通じ、患者の人権を十分に尊重する意識・態度の育成に向けた取組が行われています。また、県職員に関しては、採用時や職位に応じた節目の研修で人権に関する講義を行うほか、職場の

上司の指導を通じ、人権教育に取り組んでいます。

福祉関係者については、人権に配慮した適切な福祉サービスを提供するため、育成・養成所で基礎的な理論及び技術を体得させる中で、様々な教育活動を通じ、相手方の人権を尊重する意識・態度の育成が図られています。また、県職員に関しては、採用時や職位に応じた節目の研修で、人権に関する講義を行うほか、職場の上司の指導を通じ、人権教育に取り組んでいます。さらに、民生委員・児童委員に関しては、厚生労働省が全国民生委員指導者研修会等の各種研修会で人権教育に関する講義やビデオ研修が行われています。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|--------------|--------|----------------------------|
| 新潟県新採用看護職員研修 | 新潟県病院局 | 当県の新採用看護職員 |
| 新潟県新採用職員研修 | 新潟県 | 当県の新採用保健師・薬剤師・管理栄養士等 |
| 新潟県課長補佐・次長研修 | 新潟県 | 地域振興局健康福祉（環境）部児童・障害者センター長等 |
| 児童相談所職員研修 | 新潟県 | 県内の児童福祉司・心理判定員・一時保護職員等 |

(5) 消防職員

消防職員については、人権に配慮した適切な職務遂行を推進するため、消防学校で実施する初任科研修で人権関連科目を設けるほか、職場の上司の指導を通じ、人権教育に取り組んでいます。

| 事業 | 実施機関 | 対象者 |
|-----------|---------|-----------------|
| 消防職員初任科研修 | 新潟県消防学校 | 県内の市町村等の新採用消防職員 |

(6) その他

検察官及び検察事務官並びに人権擁護委員については、基本的人権を尊重した検察活動及び人権擁護活動を徹底するため、法務省が各種研修の中で人権教育を行っています。

【評価と課題】

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育については、今後とも、国・県・市町村が各々の役割を果たしつつ、連携を図ることにより、研修機会の確保や研修内容の充実に取り組むことが課題です。

5 人権施策推進に向けて

(1) 県の基本姿勢

ア 庁内推進体制の整備

庁内推進体制の整備に関しては、当県においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に定める「人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施」に関する地方公共団体の責務に基づき、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成16年5月24日、知事を議長とし、副知事を副議長、部局長等を委員とする「新潟県人権施策推進会議」を設置し、全庁的な推進体制を整備しています。

イ 人権尊重の視点に立った職務遂行

人権尊重の視点に立った職務遂行に関しては、教員・警察官以外の県職員については、階層別研修の新採用職員研修及び課長補佐・次長職研修の中で人権問題に関する講義を行うことにより、人権尊重の意識を高めているほか、職場の上司による日常の指導を通じ、人権尊重の視点に立って職務を遂行するように努めています。

教員については、教育委員会において、県立・市町村立を問わず、小・中・義務教育学校、特別支援学校の教員には、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、人権教育、同和教育主任、教務主任、校長及び教頭、非常勤講師・臨時的任用教員の研修で人権教育、同和教育に関する内容を取り入れた研修を行い、高等学校・中等教育学校の教員には、初任者、教職6年次、同和教育担当者、校長及び教頭の研修において人権教育・同和教育に関する内容を取り入れた研修を行うことにより、人権尊重の理念についての理解を深め、人権教育に関する指導力を高めるとともに、各学校における校内研修の充実に取り組むことにより、人権尊重の視点に立って職務を遂行するように努めています。

警察官については、人権に配慮した適切な職務執行を推進するため、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則に定める人権尊重を柱とする「職務倫理の基本」に基づき、新潟県警察学校において実施する職員教育の中で人権問題に関する講義を行うことにより人権尊重の意識を高めるほか、職場の上司による日常の指導を通じ、人権尊重の視点に立って職務を遂行するように努めています。

これらの職員研修のほか、基本指針について、全所属に配布した上、ホームページ情報の提供、各種研修の場を活用した資料配布、説明等を通じ、全職員への周知を図っています。

ウ 人権課題への適切な対応

人権課題への適切な対応に関しては、前記3のとおり、課題分野ごとに、新潟県としての計画・方針を定め、また、必要に応じ、全庁体制の推進組織や外部有識者で構成する審議機関等を設置したり、国・市町村・民間団体等と連携組織を結成することにより、各分野における状況の把握及び適切な対応に努めています。

| 分野 | 施策別 | 県計画等 | 県設置の推進会議（審議会等） | その他の外部との連絡体制 | 県の主な相談窓口等 |
|-------------|-------------|---|-----------------------------------|-----------------|---|
| 全般 | 全般 | 人権教育・啓発推進基本指針、教育振興基本計画、人権教育基本方針 | 人権施策推進会議、人権施策推進懇談会、スクールネット防犯連絡協議会 | 人権啓発活動ネットワーク協議会 | （各分野別相談所で対応） |
| 女性 | 男女平等社会の形成推進 | 第3次男女共同参画計画（男女平等推進プラン） | 男女平等推進施策調整会議（男女平等社会推進審議会） | | 男女平等推進相談室 |
| | 女性への暴力の防止 | 配偶者暴力防止・被害者支援基本計画 | 配偶者暴力防止連絡会議 | | 女性福祉相談所 |
| 子ども | 次世代育成 | 子ども・子育て支援計画 | 新潟県社会福祉審議会 | | 児童相談所 |
| | 児童育成・保護 | 子ども・子育て支援計画、青少年健全育成総合対策実施計画 | 青少年総合対策本部（青少年健全育成審議会、青少年問題協議会） | | 児童相談所 少年サポートセンター |
| | 児童虐待防止 | 子ども・子育て支援計画 | 要保護児童対策地域協議会 | | 児童相談所 |
| | いじめ防止 | 教育振興基本計画 | 深めよう 絆 にいがた 県民会議 | | 教育事務所、教育センター |
| 高齢者 | 社会参加促進 | | 高齢社会対策本部 | | 高齢福祉保健課 |
| | 高齢者虐待防止 | | | | 高齢福祉保健課 |
| 障害者 | 社会参加促進 | 障害者計画、ユニバーサルデザイン推進基本指針 | 障害者施策推進協議会（精神保健福祉審議会） | | 児童・障害者相談センター、精神保健福祉センター、健康福祉（環境）部 |
| | 障害者権利擁護 | 障害者計画、障害福祉計画 | 障害者施策推進協議会（精神保健福祉審議会）、自立支援協議会 | | 障害者権利擁護センター（障害福祉課） 児童・障害者相談センター 精神保健福祉センター 健康福祉（環境）部 |
| 同和問題 | 啓発等 | （人権教育・啓発推進基本指針） | 同和対策連絡協議会 | 公正採用選考推進懇話会 | （委託：部落解放同盟新潟県連合会） |
| | 教育 | 同和教育基本方針 | 同和教育推進協議会 | | 義務教育課 |
| 外国人 | | | | | （公財）新潟県国際交流協会） |
| 感染症患者 | エイズ・HIV 感染者 | 感染症予防計画 | 新潟県・新潟市エイズ対策推進協議会 | | 保健所、感染症対策・薬務課 |
| | ハンセン病元患者等 | 感染症予防計画 | | | 感染症対策・薬務課 |
| 新潟水俣病被害者 | | | 新潟水俣病施策推進審議会 | | 生活衛生課、環境と人間のふれあい館 |
| 北朝鮮による拉致被害者 | | 帰国被害者等自立支援プログラム | 拉致被害者・家族支援連絡会議 | | 国際課拉致問題調整室 |
| 犯罪被害者等 | | 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画 新潟県犯罪被害者等支援推進計画 | 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議 | 被害者支援連絡協議会 | 県民生活課 けいさつ相談室 |
| その他 | ホームレスの人 | | | ホームレス対策関係連絡会議 | 福祉事務所 |
| | 中国残留邦人等 | | | | 福祉保健総務課援護恩給室 |

エ 職員に対する研修等の実施

県職員に対する研修等の実施に関しては、4及び5(1)イのとおり、一人一人の人権意識を高めるため、階層別研修等で、人権問題に関する科目を設けた研修を行うほか、特に人権にかかわりの深い特定の職務に従事する職員には、各所属で必要に応じ、職場内での研修を行い、又は職場外の研修に参加させています。

(2) 関係機関等との連携

関係機関等との連携に関しては、各分野における様々な取組のほか、人権教育・啓発のための連携組織の結成、事業の受委託、行事の共同開催等の取組を通じ、人権教育・啓発活動の効果的な実施に努めています。

| | 連 携 機 関 | 事業の受委託等 | 行事等の共催・後援 |
|-------|--------------------------------------|--|--------------------------------|
| 国 | 新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会(法務省) | 人権啓発活動地方委託事業(法務省) 人権啓発支援推進委託事業(経済産業省) 新潟県人権擁護委員連合会補助事業 | 人権啓発キャラバン 「人権の花」運動 人権講演会 |
| 市町村 | 新潟県市町村人権・同和問題主管課長会議 新潟県市町村人権担当者会議 | 人権啓発活動市町村委託事業 | 人権講演会 人権映画上映会 |
| 民間団体等 | 新潟県人権・同和センター | 人権啓発活動地方委託事業(法務省) | 「いのち・愛・人権」展 人権・同和教育啓発推進講座 |

(3) 基本指針の見直し等

基本指針については、人権課題に関する新たな法律の施行など社会情勢変化を踏まえ、令和2年3月に第1次改定を行ったところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により感染者等への差別や誹謗中傷が発生したことを受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により差別等の防止に係る都道府県の責務が規定されたことから、同法に基づき県が果たすべき役割を具体的に記載し、差別等の解消に取り組むため、令和3年6月に第2次改定を行いました。基本指針の改定に当たっては、各人権分野の有識者で構成する懇談会を設置して提言をいただくとともに、パブリックコメントを実施して意見を反映しました。

基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに、施策のさらなる推進に反映するよう努めています。